

令和3年度
法務省委託調査

中学校における法教育の実践状況に関する調査
調査研究報告書

令和4年3月
株式会社浜銀総合研究所

**「中学校における法教育の実践状況に関する調査研究」
報告書**

目 次

I	調査概要.....	1
1.	調査目的.....	1
2.	調査内容.....	1
3.	調査の対象・方法.....	2
4.	調査時期.....	2
5.	回答状況.....	2
	（1）全体・学校設置主体別の回答状況.....	2
	（2）回答学校の都道府県分布.....	3
	（3）回答学校の教員数分布.....	4
	（4）回答学校が所在する市区町村の人口規模による分布.....	4
	（5）回答者の役職による分布.....	4
6.	集計・分析の方法、留意点等.....	6
II	集計・分析結果.....	7
1.	外部人材と連携した法教育に関する授業の実施状況.....	7
	（1）外部人材と連携した法教育に関する授業の実施の有無.....	7
	①全国的な状況.....	7
	②市区町村の人口規模別の状況.....	8
	③教員数別の状況.....	8
	（2）外部人材と連携した法教育に関する授業の実施状況.....	9
	①-1 学年.....	9
	①-2 学年（市区町村の人口規模別の状況）.....	10
	②-1 教科等.....	12
	②-2 教科等（市区町村の人口規模別の状況）.....	14
	③-1 テーマ.....	15
	③-2 テーマ（市区町村の人口規模別の状況）.....	16

④-1 連携先	17
④-2 連携先（市区町村の人口規模別の状況）	19
（3）外部人材と連携した法教育に関する授業について学年別の実施状況	21
①学年別、教科等	21
②学年別、テーマ	22
③学年別、連携先	24
（4）外部人材と連携した法教育に関する授業について教科等別の実施状況	25
①教科等別、テーマ	25
②教科等別、連携先	26
（5）外部人材と連携した法教育に関する授業を実施していない理由	28
2. 法教育教材の利用状況等	30
（1）利用の有無	30
①全国的な状況	30
②市区町村の人口規模別の状況	31
③教員数別の状況	31
（2）利用したことがある教材の種類・題材	32
（3）法務省（法教育推進協議会）作成の法教育教材を利用していない理由	33
①全国的な状況	33
②市区町村の人口規模別の状況	35
3. 法教育に関する教員向けの研修に関する意見・要望等	36
（1）あるとよいと思う教員向けの企画や研修	36
①全国的な状況	36
②市区町村の人口規模別の状況	37
③回答者役職別の状況	38
（2）参加しやすい法教育に関する教員向け研修の実施方式	39
4. 法教育全般に関する課題や意見・要望等	40
（1）法教育を実施するに当たって課題と感ずること	40
①全国的な状況	40
②市区町村の人口規模別の状況	42
③外部人材と連携した授業の実施の有無別	43
（2）法教育の取組や教材に対する意見・要望等	44

Ⅲ	まとめと考察.....	53
1.	調査結果のまとめ.....	53
	(1) 外部人材と連携した法教育に関する授業の実施状況.....	53
	(2) 法教育教材の利用状況等.....	54
	(3) 法教育に関する教員向けの研修に関する意見・要望等.....	55
	(4) 法教育全般に関する課題や意見・要望等.....	55
2.	今後の方策等に関する考察.....	57
	参考資料.....	61
1.	調査票.....	61
2.	集計表.....	70

I 調査概要

1. 調査目的

法務省では、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育である法教育の普及・推進に関する取組を行っている。

令和3年度から実施されている中学校学習指導要領（平成29年告示）においては、かねてより盛り込まれている各教科書等における「法に関する教育」に係る内容について、更なる充実が図られたところである。

そこで、今般、法務省において、中学校における法教育の実践状況を把握し、学校現場における法教育の取組を更に支援するための施策の在り方を検討することを目的として、調査研究を実施した。

2. 調査内容

調査は、大きく分けて五つの事項について、それぞれ次の点について尋ねた（調査票の詳細は本報告書巻末に掲載した参考資料を参照。）

第1 学校に関すること

- ・所在地（都道府県・市区町村）、設置者種別、教員数、学校名、回答者の氏名・役職、回答者の連絡先（電話番号・メールアドレス）

第2 法律専門家や関係機関との連携状況について

- 【問1】 外部人材と連携した授業の実施の有無、実施状況（学年、教科等、テーマ、連携先）
- 【問2】 外部人材と連携した授業を実施しなかった理由

第3 法教育教材の使用状況について

- 【問3】 法教育教材の利用の有無
- 【問4】 利用したことがある法教育の教材・題材
- 【問5】 法教育教材を利用していない理由

第4 教員向けの研修について

- 【問6】 法教育に関し、参加したい教員向けの企画・研修
- 【問7】 法教育に関し、参加しやすい研修実施方式

第5 法教育全般について

- 【問8】 法教育の実施に当たって課題と感ずること
- 【問9】 法教育の取組や教材に対する御意見・御要望等

3. 調査の対象・方法

調査は、全国の中学校10,077校のうち、約5%に当たる504校を無作為に抽出して調査対象校とした。抽出に当たっては、全国の中学校の設置主体（国立／公立／私立）別及び都道府県別の構成比に沿って割り当てを行った（層化無作為抽出）。

調査実施に当たっては、事前に、法務省及び文部科学省から各都道府県教育委員会等に対して調査に関する事務連絡を発出したほか、調査対象校及び教育委員会等の負担軽減のため、調査票等一式¹を委託業者（株式会社浜銀総合研究所。以下「法務省委託業者」という。）から各調査対象校に対して直接郵送にて送付し、調査回答は、WEB回答フォームにより各調査対象校が法務省委託業者に直接回答する方法とした²。

4. 調査時期

WEB回答フォームの回答受付期間は次のとおりとした。

令和4年1月7日10時～令和4年2月4日24時

5. 回答状況

（1）全体・学校設置主体別の回答状況

全体、並びに学校設置主体（国立・公立・私立）別の回答状況は、次のとおりであった。全体の回答率は62.7%であった。

図表1-1 調査の回答状況

	全体	国立	公立	私立
回答数	316	2	298	16
対象数	504	3	462	39
回答率（回答数／送付数）	62.7%	66.7%	64.5%	41.0%

¹ 調査票等一式として、依頼状、回答方法説明書、調査項目一覧、法務省・文部科学省連名の事務連絡（写し）に加え、法教育リーフレット、法務省（法教育推進協議会）作成の冊子教材をそれぞれ1部ずつ同封して各調査対象校に郵送した。

² 学校等からの問合せは、法務省委託業者において対応した。

(2) 回答学校の都道府県分布

都道府県別の回答状況は、次のとおりであった。

図表 1-2 回答学校の都道府県分布

都道府県	回答数	割合 (%)	(参考) 調査対象 校数	都道府県	回答数	割合 (%)	(参考) 調査対象 校数
北海道	15	4.7	29	滋賀県	3	0.9	5
青森県	7	2.2	8	京都府	4	1.3	9
岩手県	8	2.5	8	大阪府	21	6.6	26
宮城県	7	2.2	10	兵庫県	11	3.5	18
秋田県	4	1.3	5	奈良県	4	1.3	6
山形県	3	0.9	5	和歌山県	5	1.6	6
福島県	7	2.2	11	鳥取県	2	0.6	3
茨城県	9	2.8	12	島根県	4	1.3	5
栃木県	8	2.5	9	岡山県	4	1.3	9
群馬県	6	1.9	8	広島県	9	2.8	14
埼玉県	11	3.5	23	山口県	4	1.3	9
千葉県	8	2.5	19	徳島県	3	0.9	4
東京都	25	7.9	40	香川県	3	0.9	3
神奈川県	9	2.8	23	愛媛県	4	1.3	6
新潟県	8	2.5	11	高知県	6	1.9	6
富山県	4	1.3	4	福岡県	4	1.3	18
石川県	3	0.9	4	佐賀県	2	0.6	4
福井県	3	0.9	4	長崎県	10	3.2	10
山梨県	4	1.3	5	熊本県	3	0.9	8
長野県	6	1.9	9	大分県	5	1.6	6
岐阜県	10	3.2	10	宮崎県	5	1.6	7
静岡県	9	2.8	15	鹿児島県	5	1.6	12
愛知県	14	4.4	22	沖縄県	4	1.3	7
三重県	3	0.9	9	合計	316	100.0	504

(3) 回答学校の教員数分布

回答学校の教員数（非常勤を除く。）は、次のとおりである。なお、本報告書では、以下の三つの分類を、それぞれ「教員数（20人未満）の中学校」「教員数（20人以上30人未満）の中学校」「教員数（30人以上）の中学校」と表記する。

図表 1-3 回答学校の教員数分布

	教員数（20人未満）	教員数（20人以上30人未満）	教員数（30人以上）	合計
学校数	125	93	98	316
割合	39.6%	29.4%	31.0%	100.0%

(4) 回答学校が所在する市区町村の人口規模による分布

今回の調査の調査票において所在地（都道府県・市区町村）を尋ねており、特に市区町村について得られた回答をもとに、各学校について市区町村人口の情報を紐づけた。人口の情報については、総務省統計局 e-Stat で公開されている「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」から、全国の市区町村の2021年1月1日時点の情報を使用した。

回答学校が所在する市区町村の人口規模による分布は、次のとおりである。なお、本報告書では、以下の三つの分類を、それぞれ「市区町村（10万人未満）の中学校」「市区町村（10万人以上50万人未満）の中学校」「市区町村（50万人以上）の中学校」と表記する。

図表 1-4 回答学校が所在する市区町村の人口規模分布

	市区町村（10万人未満）	市区町村（10万人以上50万人未満）	市区町村（50万人以上）	合計
学校数	144	124	48	316
割合	45.6%	39.2%	15.2%	100.0%

(5) 回答者の役職による分布

今回の調査の調査票においては、校長や副校長などの管理職において把握されている範囲で回答するように依頼をしていたものの、実際には非管理職の教職員が回答することも可能となっており、回答者の役職も尋ねている。

「校長」「副校長」「教頭」を「管理職」、それ以外を「非管理職」としたとき、回答者の役職による分布は次のとおりとなっている。

図表 1－5 回答者の役職による分布

	管理職が回答 (校長、副校長、教頭)	非管理職が回答 (左記以外)	合計
学校数	153	163	316
割合	48.4%	51.6%	100.0%

6. 集計・分析の方法、留意点等

本報告書では、第Ⅱ章において、調査で得られた回答の内容について、集計・分析の結果を示した。第Ⅲ章では、第Ⅱ章で把握されたことを再整理した上で、学校現場における法教育の取組を更に支援するための施策の在り方等、今後の方策等について考察を行った。

第Ⅱ章では、本調査で実施した全ての調査項目についてまずは単純集計により全国的な状況を把握した。加えて、各学校の規模の違いによって回答傾向が変わることが考えられたことから、規模を表す、教員数あるいは回答学校が所在する市区町村の人口規模で分類したクロス集計により、回答傾向の違いの把握を行った。また、一部の設問については回答者の役職で分類したクロス集計も行った。さらに、外部人材と連携した授業の実施状況については、「学年」、「教科等」、「テーマ」、「連携先」についてより詳細に把握するため、これらの項目同士のクロス集計を行った。

なお、集計結果の一部については、平成25年度に実施した「中学校における法教育の実践状況に関する調査研究」（以下「過年度調査」という。）の結果と対比させ、変化の状況等について解釈を行った。

本報告書における集計の方法や結果の見方等に関しては、下記の点にも留意されたい。

- ・各調査項目の集計対象件数（分母の数）は、図表中に「n=〇〇」と示した。なお、集計結果については、各調査項目に対する回答の件数を分子として分母に対する割合を算出し、その大小により解釈を行っている。
- ・WEB回答フォームでは、問9を除き、回答がなされていない調査項目がある場合にはエラーメッセージを表示させ、次の問に進めないよう設定したため、本調査では、問8までの各調査項目に「無回答」であった回答は0件である。
- ・集計結果の割合（％）は、小数点以下第2位を四捨五入した上で表示しているため、内訳の合計が100.0％にならない場合がある。
- ・調査項目は、「選択肢から一つを選択するもの」、「選択肢から該当する項目を全て選択するもの」、「自由記述により回答するもの」の3種類がある。
- ・「選択肢から一つを選択するもの」については、原則として、積み上げると100.0％になる横棒グラフにて結果を示した。
- ・「選択肢から該当する項目を全て選択するもの」については、各項目に対する回答割合を示す横棒グラフにて結果を示した。
- ・「自由記述により回答するもの」については、回答内容をいくつかの観点から分類・整理し、分類別の件数を示した上で、寄せられた回答内容の概要を示した。

II 集計・分析結果

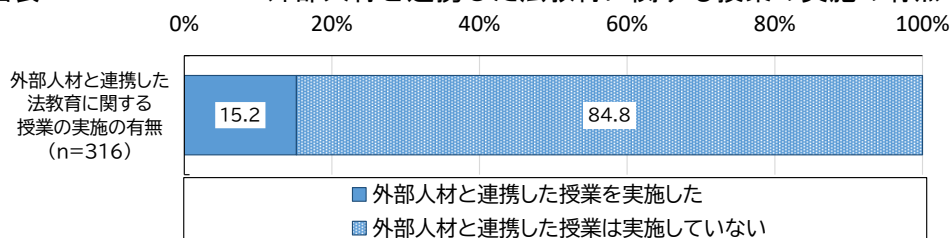
1. 外部人材と連携した法教育に関する授業の実施状況

(1) 外部人材と連携した法教育に関する授業の実施の有無

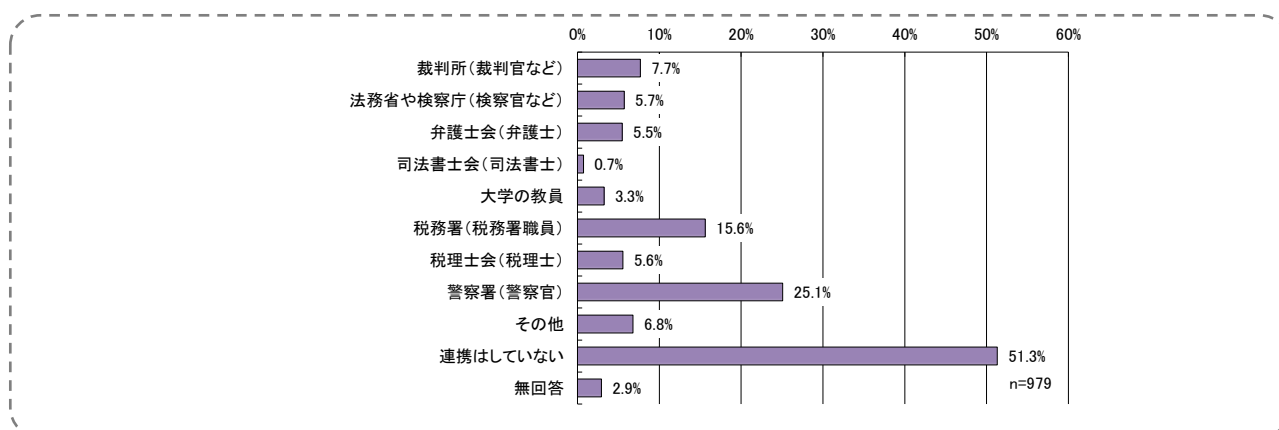
①全国的な状況

令和3年度における法教育に関する学習指導の状況として、法律家（裁判官、検察官、弁護士、司法書士等）や関係機関（法務省、検察庁、裁判所、弁護士会、司法書士会等）等の外部人材と連携した授業の実施の有無について、「外部人材と連携した授業を実施した」と回答した割合は15.2%であった。

図表2-1-1-1-1 外部人材と連携した法教育に関する授業の実施の有無【問1】



図表2-1-1-1-2 (参考) 過年度調査での外部人材との連携の状況



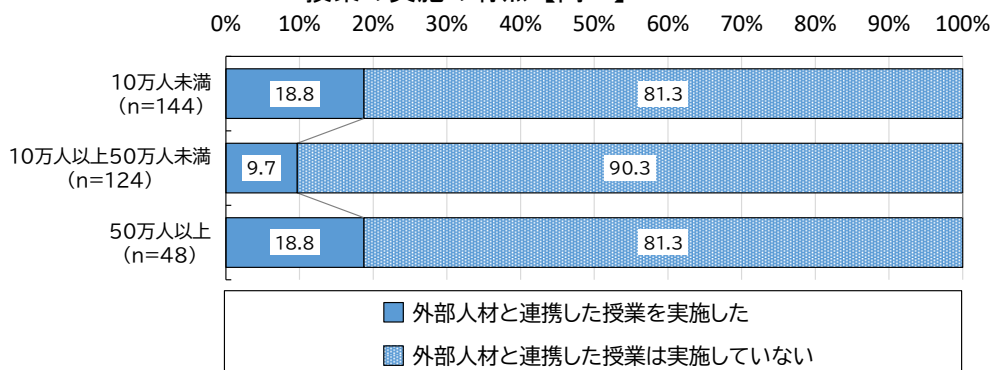
《読み取れること・ポイント》

- ★ 令和3年度において、外部人材と連携した授業を実施した中学校は、15.2%にとどまった。
- ★ 平成25年度の調査時点と比べると、外部人材と連携した授業を実施した中学校の割合は減少している可能性がある。

②市区町村の人口規模別の状況

外部人材と連携した授業の実施の有無について、市区町村の人口規模別に集計すると、「外部人材と連携した授業を実施した」と回答した割合は、市区町村（10万人未満）又は市区町村（50万人以上）の中学校で18.8%であったのに対し、市区町村（10万人以上50万人未満）の中学校では9.7%であった。

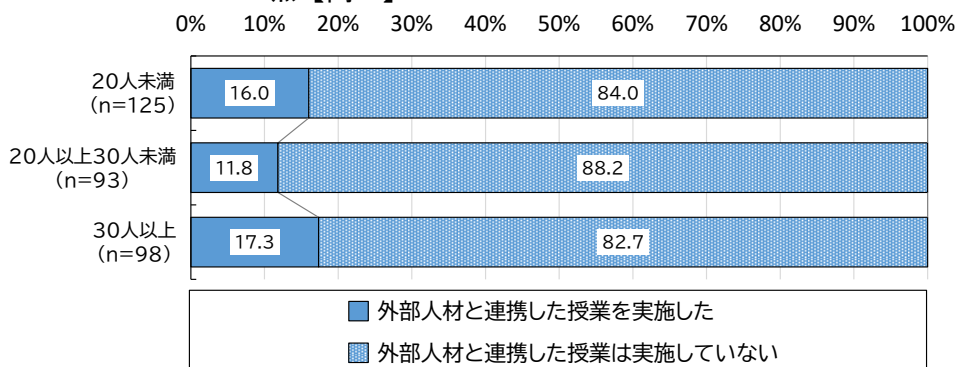
図表 2-1-1-3 市区町村の人口規模別、外部人材と連携した法教育に関する授業の実施の有無【問1】



③教員数別の状況

外部人材と連携した授業の実施の有無について、中学校の教員数別に集計すると、「外部人材と連携した授業を実施した」と回答した割合は、教員数（20人未満）の中学校で16%、教員数（30人以上）の中学校で17.3%であったのに対し、教員数（20人以上30人未満）の中学校では11.8%であった。

図表 2-1-1-4 教員数別、外部人材と連携した法教育に関する授業の実施の有無【問1】



《読み取れること・ポイント》

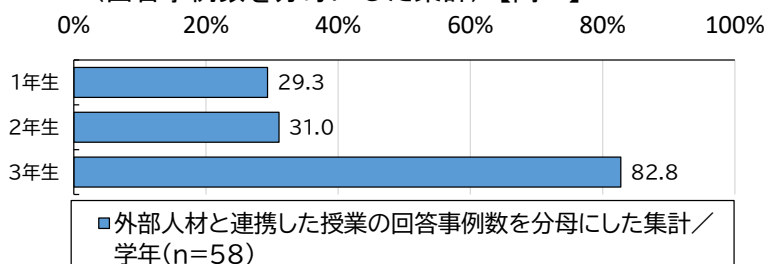
★ 外部人材と連携した授業の実施割合は、所在する市区町村の人口規模や中学校の教員数によって、若干の違いが見られる。

(2) 外部人材と連携した法教育に関する授業の実施状況

①-1 学年

外部人材と連携した授業を実施した「学年」について、回答事例数を分母にして集計³すると、「1年生」で29.3%、「2年生」で31.0%、「3年生」で82.8%であった。

図表 2-1-2-1 外部人材と連携した法教育に関する授業を実施した「学年」
(回答事例数を分母にした集計)【問1】



《読み取れること・ポイント》

★ 外部人材と連携した授業は、3年生を対象に実施されることが多い。

³ 法教育に関して「外部人材と連携した授業を実施した」中学校に対して、その授業内容について最大10事例まで尋ねた結果を集計した。

複数学年合同で一つの授業を実施した場合には、当該授業については、学年ごとに1事例としてカウントした(例えば、ある学校が1～3年生合同で実施した授業を1事例として回答したものについては、「1年生」、「2年生」、「3年生」それぞれについて、1件をカウントしている。)

なお、回答事例数の分布は、「外部人材と連携した授業を実施した」48校のうち、1事例のみ回答した中学校が40校、2事例回答した中学校が6校、3事例回答した中学校が2校となっており、4事例以上回答した中学校はなかった。

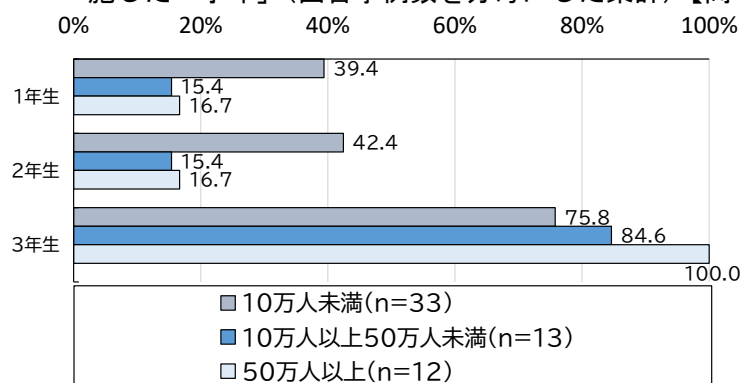
①-2 学年（市区町村の人口規模別の状況⁴）

外部人材と連携した授業を実施した「学年」について、市区町村の人口規模別に、回答事例数を分母にして集計すると、いずれも「3年生」の回答割合が最も高く、市区町村（10万人未満）の中学校で75.8%、市区町村（10万人以上50万人未満）の中学校で84.6%、市区町村（50万人以上）の中学校で100.0%であり、市区町村の人口規模が大きい中学校ほど実施割合が高かった。

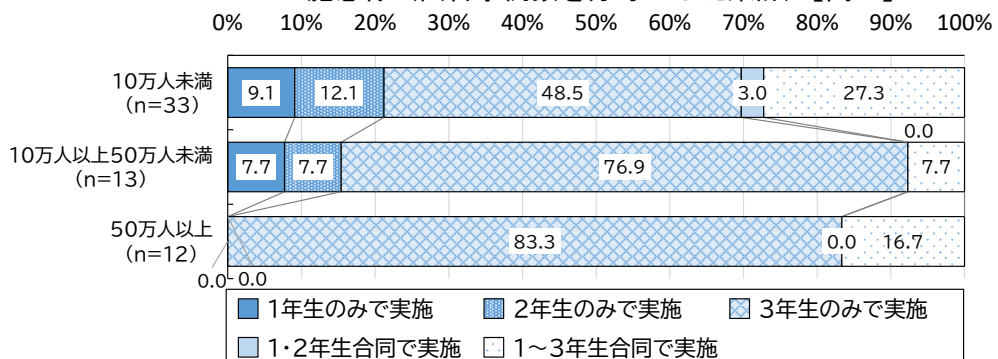
他の学年については、市区町村（10万人未満）の中学校で、「1年生」が39.4%、「2年生」が42.4%となっており、市区町村（10万人以上50万人未満）又は市区町村（50万人以上）の中学校より20ポイント以上高かった。

また、外部人材と連携した授業の実施態様をみると、市区町村（50万人以上）の中学校では、3年生についてのみ単独学年での実施例（83.3%）がみられたが、市区町村（10万人未満）及び市区町村（10万人以上50万人未満）の中学校では、全ての学年について単独学年での実施例があった。

図表 2-1-2-2 市区町村規模別、外部人材と連携した法教育に関する授業を実施した「学年」（回答事例数を分母にした集計）【問1】



図表 2-1-2-3 市区町村規模別、外部人材と連携した法教育に関する授業の実施態様（回答事例数を分母にした集計）【問1】



⁴ 分母となる回答件数が少ない点には留意が必要である。

《読み取れること・ポイント》

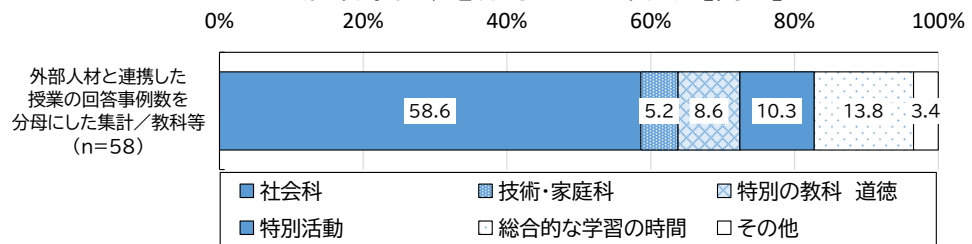
- ★ 外部人材と連携した授業は、市区町村の人口規模にかかわらず「3年生」を対象として実施されることが多く、市区町村の人口規模が大きくなるほど、その傾向が高いことがうかがわれる。
- ★ 市区町村（10万人未満）の中学校の約4割が、1・2年生を対象に外部人材と連携した授業を実施している。
- ★ 市区町村の規模によって、実施態様が異なる可能性がある。

②-1 教科等

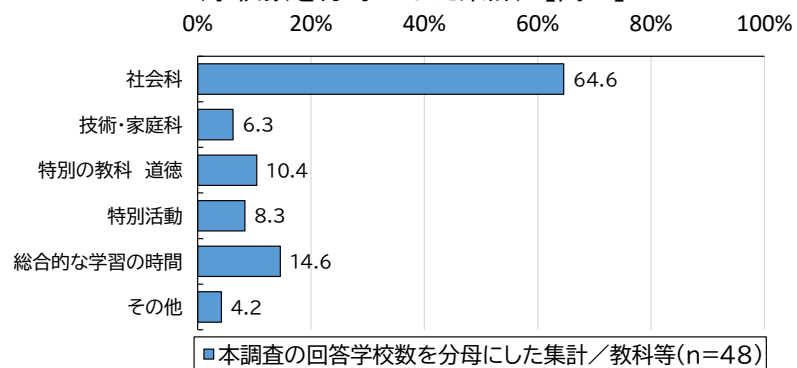
外部人材と連携した授業を実施した「教科等」について、回答事例数を分母にして集計すると、「社会科」が58.6%と最も高く、次いで「総合的な学習の時間」が13.8%、「特別活動」が10.3%であった。

また、学校数を分母にした集計においても、「社会科」が64.6%と最も高く、次いで「総合的な学習の時間」が14.6%、「特別の教科 道徳」が10.4%であった。

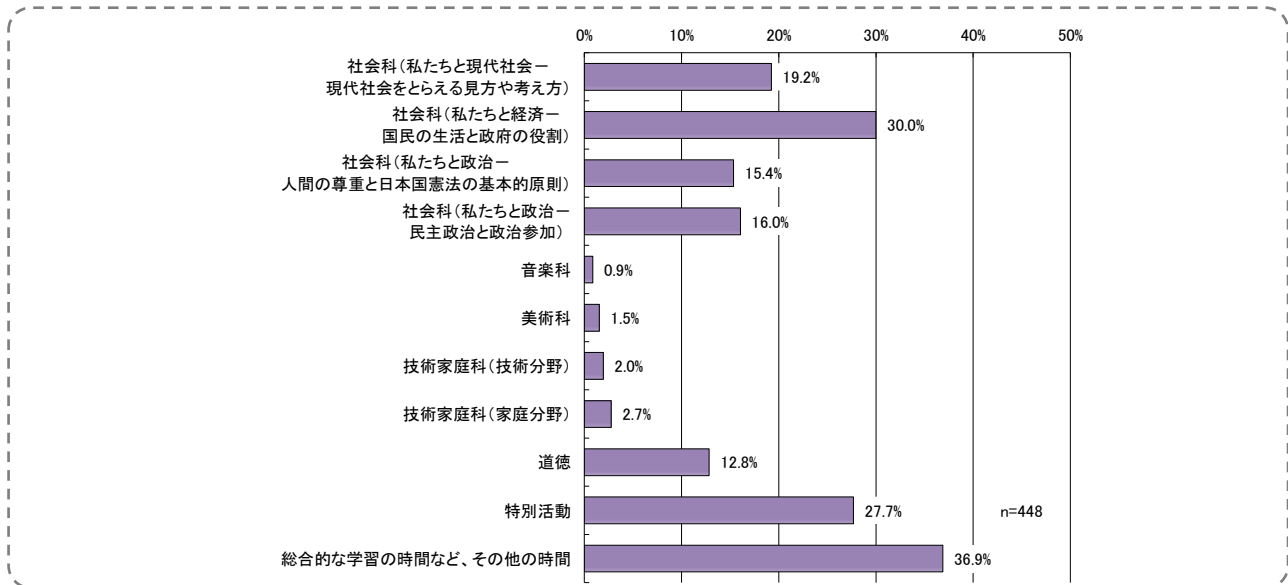
図表 2-1-2-4 外部人材と連携した法教育に関する授業を実施した「教科等」
(回答事例数を分母にした集計)【問1】



図表 2-1-2-5 外部人材と連携した法教育に関する授業を実施した「教科等」
(学校数を分母にした集計)【問1】



図表 2-1-2-6 (参考) 過年度調査での外部人材と連携して実施した授業の「教科等」の状況



《読み取れること・ポイント》

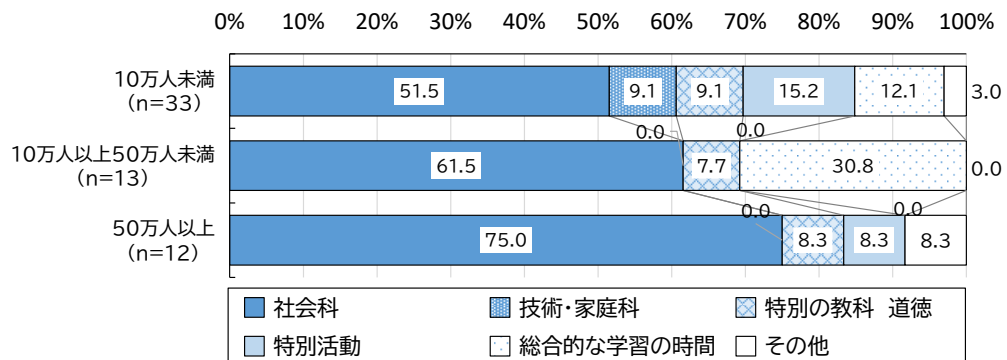
- ★ 外部人材と連携した授業は、「社会科」において実施されることが多い。
- ★ 平成25年度調査の結果と比べると、「特別活動」や「総合的な学習の時間」において外部人材と連携した授業を実施する学校は減少している可能性がある⁵。

⁵ 過年度調査では「これまで(平成24年度以降)に、教科等の学習指導に関連し、法律家(裁判官、検察官、弁護士など)や関係各機関と連携した授業や見学、教員研修などを行ったことはありますか。」という設問において、連携したことがある旨回答をした場合に尋ねた、「どの教科等の学習指導で、法律家等や関係各機関と連携を行いましたか。」と尋ねる質問文で調査しており、今回の調査結果と厳密な比較はできない点には留意が必要である。なお、過年度調査に関し掲載している結果は、無回答を除く448件(複数回答可)について集計を行ったものである。

②-2 教科等（市区町村の人口規模別の状況⁶）

外部人材と連携した授業を実施した「教科等」について、市区町村の人口規模別に、回答事例数を分母にして集計すると、いずれも「社会科」の回答割合が最も高く、市区町村（10万人未満）の中学校で51.5%、市区町村（10万人以上50万人未満）の中学校で61.5%、市区町村（50万人以上）の中学校で75.0%であった。

図表 2-1-2-7 市区町村規模別、外部人材と連携した法教育に関する授業を実施した「教科等」（回答事例数を分母にした集計）【問1】



《読み取れること・ポイント》

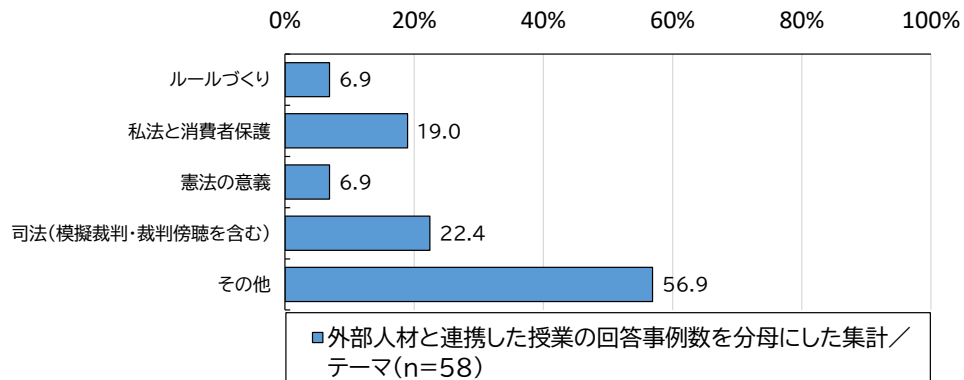
- ★ 外部人材と連携した授業は、市区町村の人口規模にかかわらず「社会科」で実施されることが多く、また、市区町村の人口規模が大きいほど、その割合が高い。
- ★ 市区町村（10万人未満）又は市区町村（10万人以上50万人未満）の中学校では、市区町村（50万人以上）の中学校より、「社会科以外」で外部人材との連携が行われる割合が高い。

⁶ 分母となる回答件数が少ない点には留意が必要である。

③-1 テーマ

外部人材と連携して実施した授業の「テーマ」について、回答事例数を分母にして集計すると、「司法（模擬裁判・裁判傍聴を含む）」が22.4%、「私法と消費者保護」が19.0%であり、「ルールづくり」や「憲法の意義」より10ポイント以上高かった。「その他」としては、「日常生活」「人権、差別」などの回答があった。

図表 2-1-2-8 外部人材と連携して実施した法教育に関する授業の「テーマ」
（回答事例数を分母にした集計）【問1】



図表 2-1-2-9 外部人材と連携して実施した法教育に関する授業の「テーマ」
の「その他」の回答内容【問1】

分類	件数 (割合) ⁷	回答内容(抜粋)
日常生活	19件 (32.8%)	・租税について ・消費生活とSDGs ・成人年齢引き下げ
人権、差別	7件 (12.1%)	・人権教育 ・子どもの権利条約等から学ぶ子どもの権利及び人権について ・ハンセン病について
情報	3件 (5.2%)	・情報教育 ・ネットセキュリティー出前講座
薬物	2件 (3.4%)	・薬物に関する法律等 ・薬物乱用防止教室
その他	5件 (8.6%)	・キャリア学習(裁判所の仕事内容と仕事のやりがいについて) ・司法の仕事や判例 ・薬害教育

《読み取れること・ポイント》

- ★ 外部人材と連携した授業は、「司法（模擬裁判・裁判傍聴を含む）」や「私法と消費者保護」をテーマとして実施されることが相対的に多い。
- ★ 外部人材と連携した授業は、租税や消費生活など日常生活に関するテーマや、人権などに関するテーマについても行われている。

⁷ 回答事例数を分母にしたときの回答割合を併記している。また、複数のテーマが回答されている場合は別々にカウントしているため、数値を足し上げても選択肢の「その他」の回答の割合(56.9%)とは一致しない。

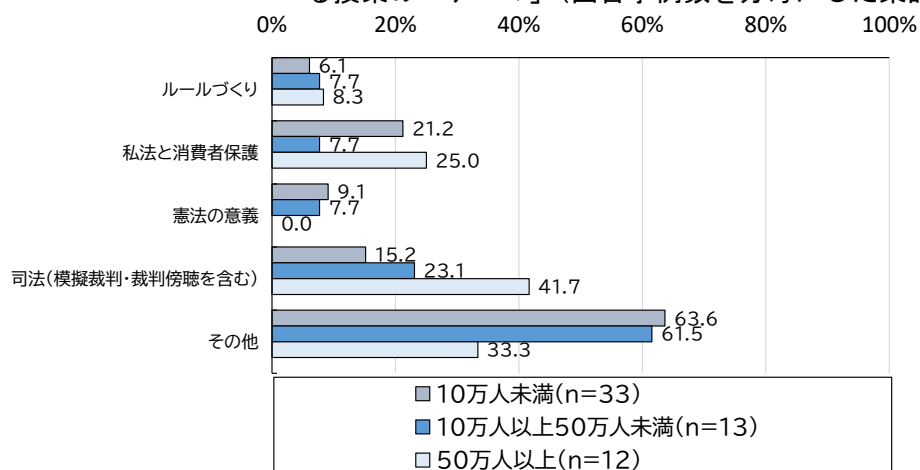
③-2 テーマ（市区町村の人口規模別の状況⁸）

外部人材と連携した授業の「テーマ」について、市区町村の人口規模別に集計すると、「私法と消費者保護」については、市区町村（10万人以上50万人未満）の中学校の実施割合（7.7%）が他の市区町村の中学校より10ポイント以上低かった。

「司法（模擬裁判・裁判傍聴を含む）」については、市区町村（10万人未満）の中学校で15.2%、市区町村（10万人以上50万人未満）の中学校で23.1%、市区町村（50万人以上）の中学校で41.7%となっており、市区町村の人口規模が大きいほどその実施割合が高かった。

なお、市区町村（10万人未満）又は市区町村（10万人以上50万人未満）の中学校では、「その他」の回答割合が、市区町村（50万人以上）の中学校より28.2～30.3ポイント高かった。

図表 2-1-2-10 市区町村規模別、外部人材と連携して実施した法教育に関する授業の「テーマ」（回答事例数を分母にした集計）【問1】



《読み取れること・ポイント》

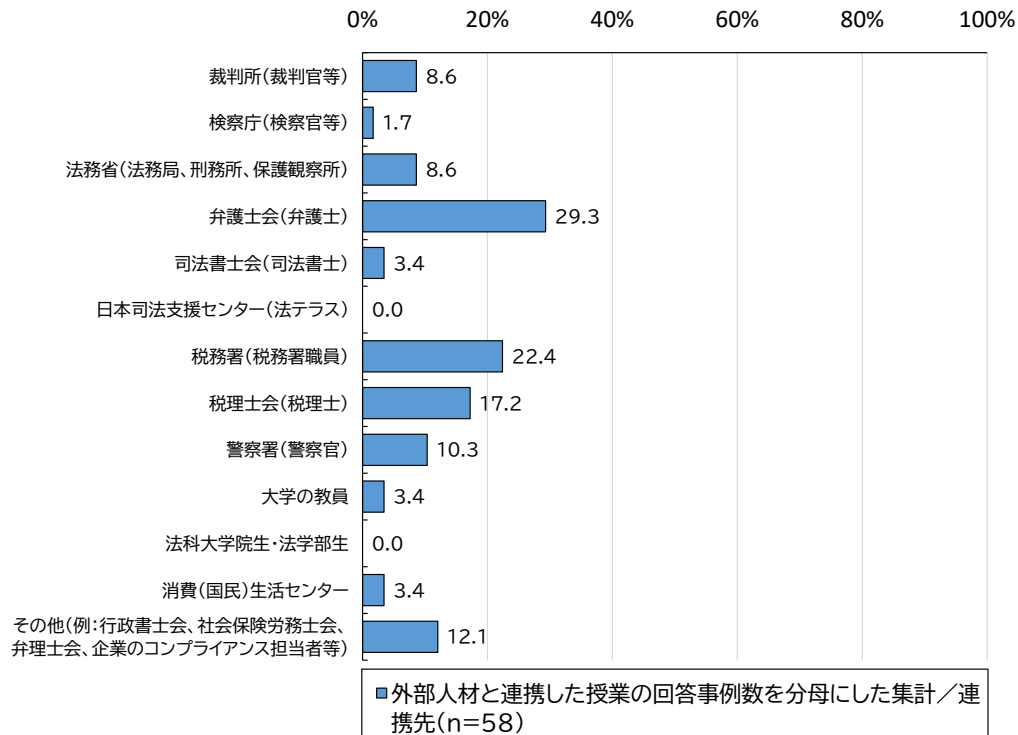
- ★ 市区町村の人口規模が大きい中学校ほど、「司法（模擬裁判・裁判傍聴を含む）」をテーマとして外部人材との連携が行われる傾向がうかがわれる。

⁸ 分母となる回答件数が少ない点には留意が必要である。

④-1 連携先

外部人材と連携した授業の「連携先」について、回答事例数を分母にして集計すると、「弁護士会（弁護士）」が29.3%と最も高く、次いで「税務署（税務署職員）」が22.4%、「税理士会（税理士）」が17.2%であった。「その他」としては、市区町村の人権擁護委員協議会、公正取引委員会、社会保険労務士などの回答があった。

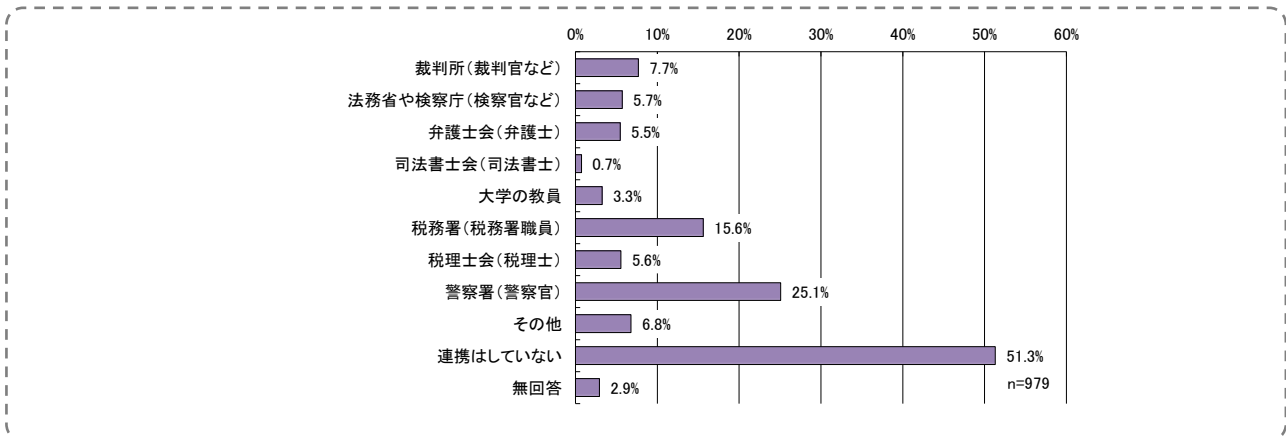
図表 2-1-2-1-1 外部人材と連携して実施した法教育に関する授業の「連携先」
（回答事例数を分母にした集計）【問1】



図表 2-1-2-1-2 外部人材と連携して実施した法教育に関する授業の「連携先」の「その他」の回答内容【問1】

- ・ 人権擁護委員協議会
- ・ 法律事務所
- ・ 子どもの権利擁護委員
- ・ 公正取引委員会
- ・ 税務署
- ・ 社会保険労務士
- ・ 消費生活相談員 (町)

図表 2-1-2-13 (参考) 過年度調査での外部人材と連携して実施した授業の「連携先」の状況



《読み取れること・ポイント》

- ★ 法教育に関する授業の連携先は、「弁護士会（弁護士）」、「税務署（税務署職員）」及び「税理士会（税理士）」の割合が相対的に高い。
- ★ 平成25年度調査の結果と比べると、特に「弁護士会（弁護士）」や「税理士会（税理士）」と連携した中学校の割合が相対的に高くなっている可能性がある⁹。

⁹ 過年度調査では、「これまで（平成24年度以降）に教科等の学習指導に関連し、法律家（裁判官、検察官、護士など）や関係各機関と連携した授業や見学、教員研修などを行ったことはありますか。」という質問文で調査をしており、今回の調査結果と厳密な比較はできない点には留意が必要である。なお、過年度調査に関し掲載している結果は、979件について集計を行ったものである。

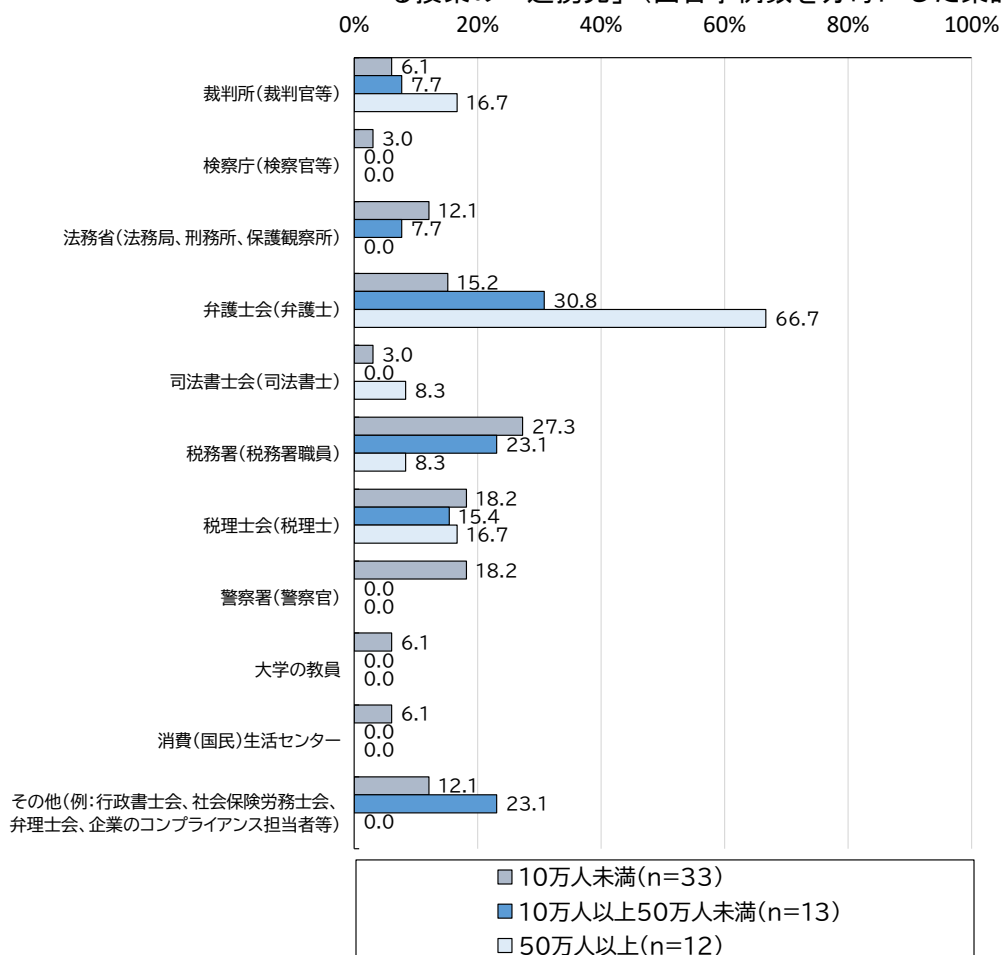
④-2 連携先（市区町村の人口規模別の状況¹⁰）

外部人材と連携した授業の「連携先」について、市区町村の人口規模別に集計すると、「弁護士会（弁護士）」については、市区町村（10万人未満）の中学校で15.2%、市区町村（10万人以上50万人未満）の中学校で30.8%、市区町村（50万人以上）の中学校で66.7%であり、市区町村の人口規模が大きいほど回答割合が高かった。

また、「裁判所（裁判官）」については、市区町村（10万人未満）の中学校で6.1%、市区町村（10万人以上50万人未満）中学校で7.7%、市区町村（50万人以上）の中学校で16.7%であった。

「税務署（税務署職員）」については、市区町村（10万人未満）の中学校で27.3%、市区町村（10万人以上50万人未満）の中学校で23.1%、市区町村（50万人以上）の中学校で8.3%であった。

図表 2-1-2-14 市区町村規模別、外部人材と連携して実施した法教育に関する授業の「連携先」（回答事例数を分母にした集計）【問1】



¹⁰ 分母となる回答件数が少ない点には留意が必要である。

《読み取れること・ポイント》

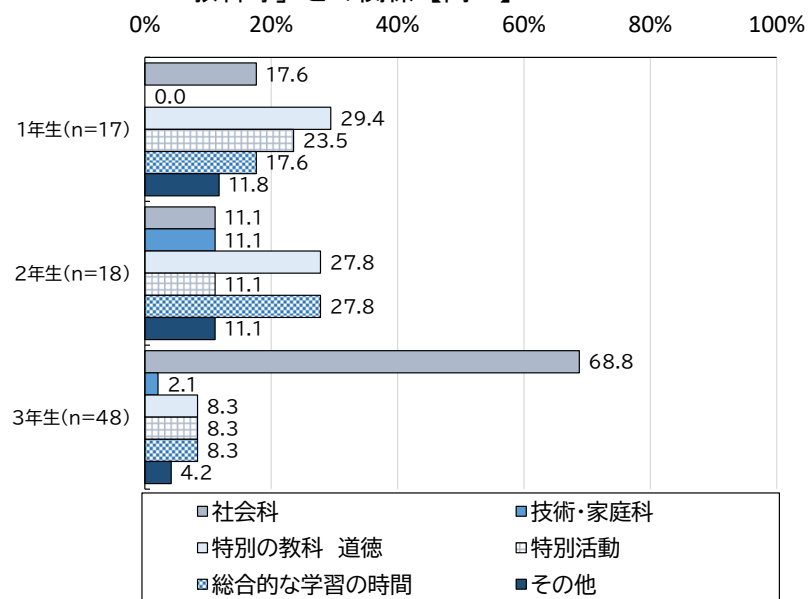
- ★ 市区町村（50万人以上）の中学校は、「弁護士会（弁護士）」や「裁判所（裁判官）」と連携しやすい傾向がうかがわれる。
- ★ 市区町村（10万人未満）の中学校は、「税務署（税務署職員）」と連携しやすい傾向がうかがわれる。

(3) 外部人材と連携した法教育に関する授業について学年別の実施状況

①学年別、教科等

外部人材と連携した授業について、「学年」と「教科等」のクロス集計¹¹をすると、「1年生」では「特別の教科 道徳」(29.4%)や「特別活動」(23.5%)が、「2年生」では「特別の教科 道徳」(27.8%)や「総合的な学習の時間」(27.8%)が、「3年生」では「社会科」(68.8%)が、他の教科等より回答割合が高かった。

図表 2-1-3-1 外部人材と連携して実施した法教育に関する授業の「学年」と「教科等」との関係【問1】



《読み取れること・ポイント》

- ★ 3年生では、「社会科」を中心に、外部人材との連携が行われる傾向にある。
- ★ 1・2年生では、「社会科以外」の教科等（「特別の教科 道徳」など）においても、外部人材との連携が行われる傾向にある。

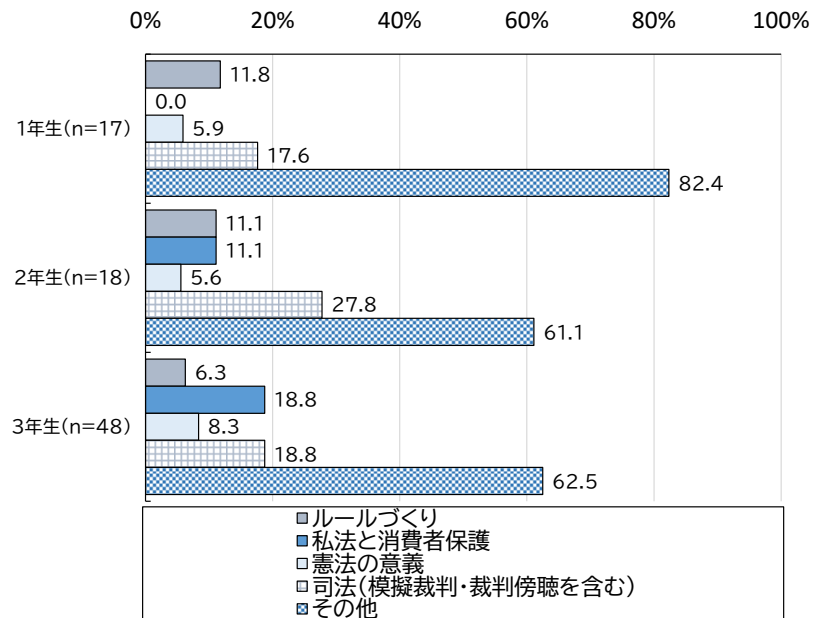
¹¹ 回答事例数を分母にして集計している。

②学年別、テーマ

外部人材と連携した授業について、「学年」と「テーマ」のクロス集計¹²をすると、いずれの学年も「その他」をテーマとして授業を実施した割合が最も高く、「1年生」で82.4%、「2年生」で61.1%、「3年生」で62.5%であった。また、その内容をみると、1・2年生では「人権、差別」に関する回答がいずれも6件（それぞれ35.3%、33.3%）、3年生では「日常生活」に関する回答が14件（29.2%）あった。

また、「司法（模擬裁判・裁判傍聴を含む）」については、「2年生」（27.8%）の実施割合が他の学年より9.0～10.2ポイント高く、また、「私法と消費者保護」については、「3年生」の実施割合（18.8%）が最も高かった。

図表 2-1-3-2 外部人材と連携して実施した法教育に関する授業の「学年」と「テーマ」との関係【問1】



¹² 回答事例数を分母にして集計している。

図表 2-1-3-3 学年別、外部人材と連携して実施した法教育に関する授業の「テーマ」の「その他」の回答内容【問1】

学年	分類	件数 (割合) ¹³
1年生	日常生活	3件 (17.6%)
	人権、差別	6件 (35.3%)
	情報	3件 (17.6%)
	薬物	1件 (5.9%)
	その他	3件 (17.6%)
2年生	日常生活	3件 (16.7%)
	人権、差別	6件 (33.3%)
	情報	2件 (11.1%)
	薬物	1件 (5.6%)
	その他	1件 (5.6%)
3年生	日常生活	14件 (29.2%)
	人権、差別	7件 (14.6%)
	情報	2件 (4.2%)
	薬物	2件 (4.2%)
	その他	3件 (6.3%)

《読み取れること・ポイント》

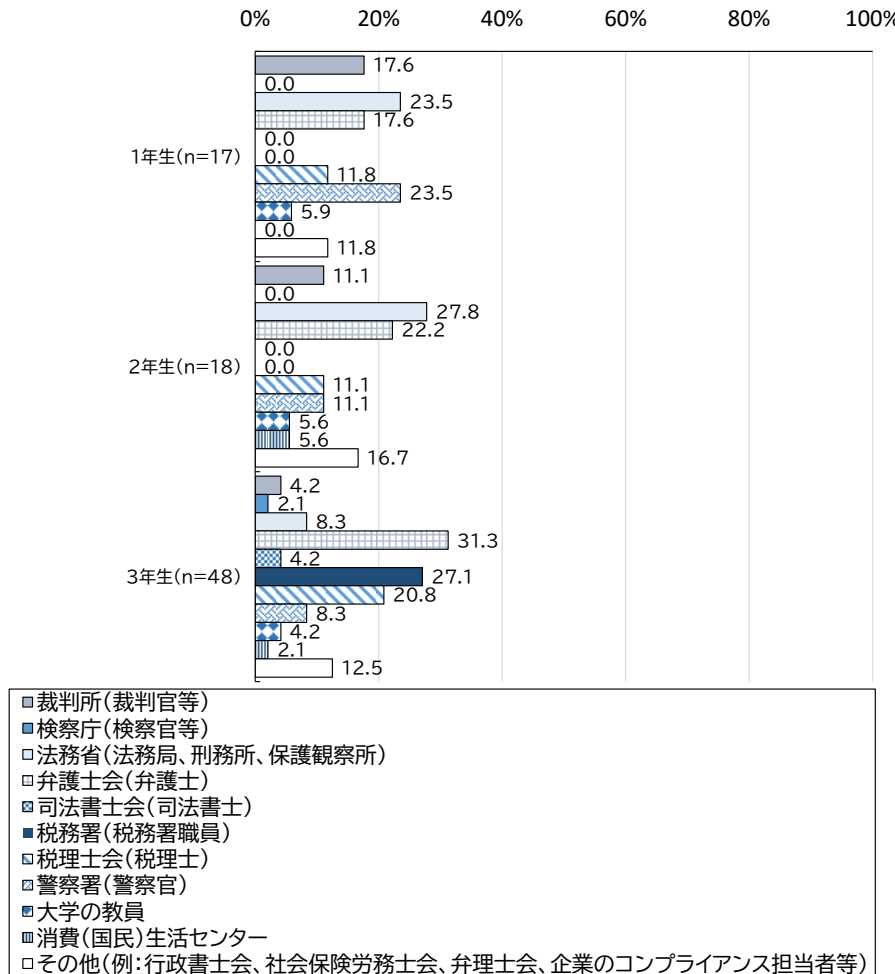
★ 「司法（模擬裁判・裁判傍聴を含む）」については2年生において、また、「私法と消費者保護」については3年生において、外部人材と連携した授業が実施される割合が高い。

¹³ 学年ごとに、回答事例数を分母にしたときの回答の割合を併記している。

③学年別、連携先

外部人材と連携した授業について、「学年」と「連携先」のクロス集計¹⁴をすると、「1年生」では「法務省（法務局、刑務所、保護観察所）」や「警察署（警察官）」（それぞれ23.5%）が、「2年生」では「法務省（法務局、刑務所、保護観察所）」（27.8%）が、「3年生」では「弁護士会（弁護士）」（31.3%）が、それぞれ最も高かった。

図表 2-1-3-4 外部人材と連携して実施した法教育に関する授業の「学年」と「連携先」との関係【問1】¹⁵



《読み取れること・ポイント》

★ 学年によって、連携しやすい外部人材が異なる可能性がある。

¹⁴ 回答事例数を分母にして集計している。なお、分母が少ない点には留意が必要である。

¹⁵ 「日本司法支援センター（法テラス）」と「法科大学院生・法学部生」は回答が0件であったため割愛した（図表2-1-2-11参照）。

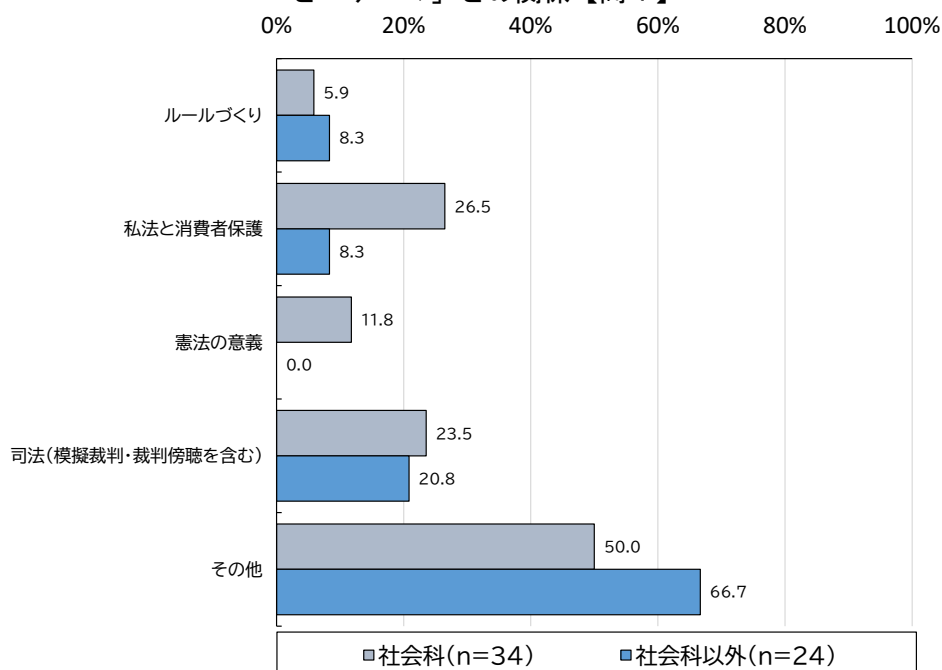
(4) 外部人材と連携した法教育に関する授業について教科等別の実施状況

①教科等別、テーマ

外部人材と連携した授業について、「教科等」と「テーマ」のクロス集計¹⁶をすると、「社会科」では、「その他」(50.0%)を除き、「私法と消費者保護」(26.5%)及び「司法(模擬裁判・裁判傍聴を含む)」(23.5%)をテーマとしたとの回答の割合が他のテーマより相対的に高かった。

「社会科以外」の授業では、「その他」(66.7%)を除き、「司法(模擬裁判・裁判傍聴を含む)」(20.8%)が他のテーマより高く、また、「憲法の意義」を扱ったという回答はなかった。

図表 2-1-4-1 外部人材と連携して実施した法教育に関する授業の「教科等」と「テーマ」との関係【問1】



《読み取れること・ポイント》

- ★ 「社会科」では、「私法と消費者保護」及び「司法(模擬裁判・裁判傍聴を含む)」について外部人材との連携が行われる傾向にある。
- ★ 「社会科以外」では、「司法(模擬裁判・裁判傍聴を含む)」について、外部人材との連携が行われる傾向にある。

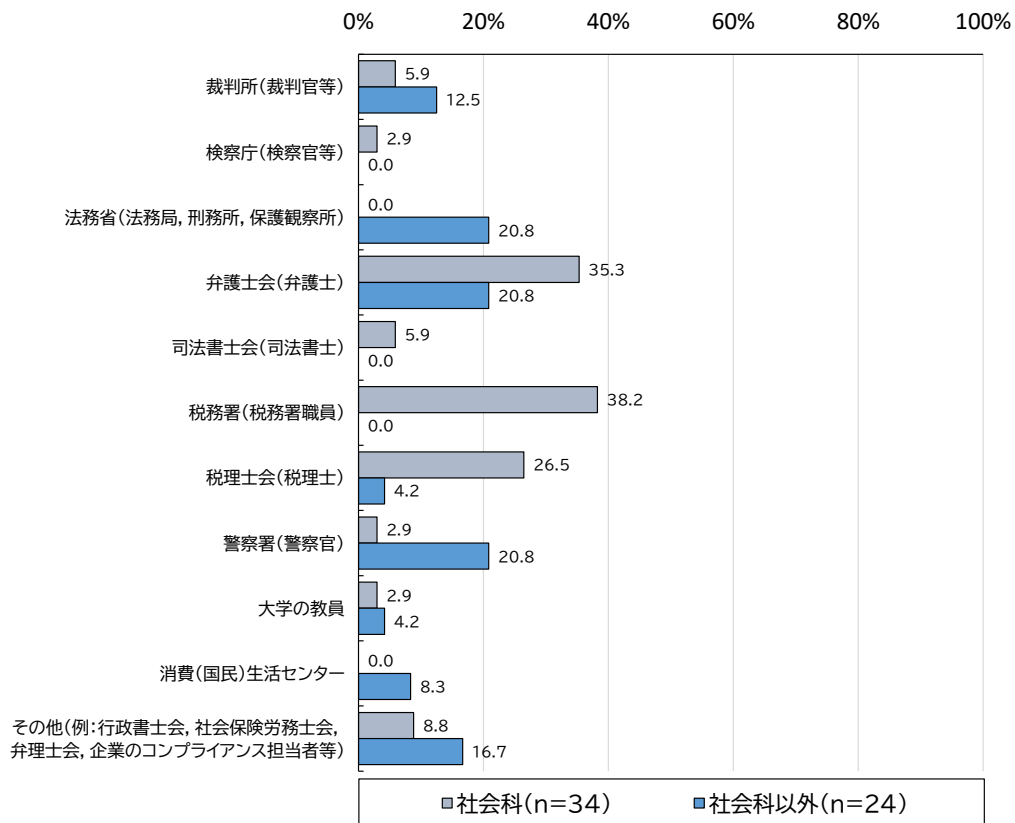
¹⁶ 回答事例数を分母にして集計している。なお、「社会科」以外の選択肢については回答件数が少なかったため、「社会科以外」としてまとめたが、依然として分母が少ない点には留意が必要である。

②教科等別、連携先

外部人材と連携して実施した授業について、「教科等」と「連携先」のクロス集計¹⁷をすると、「社会科」では、「税務署（税務署職員）」（38.2%）が最も高く、次いで「弁護士会（弁護士）」（35.3%）、「税理士会（税理士）」（26.5%）であった。

「社会科以外」では、「法務省（法務局、刑務所、保護観察所）」、「弁護士会（弁護士）」及び「警察署（警察官）」（いずれも20.8%）が最も高かった。

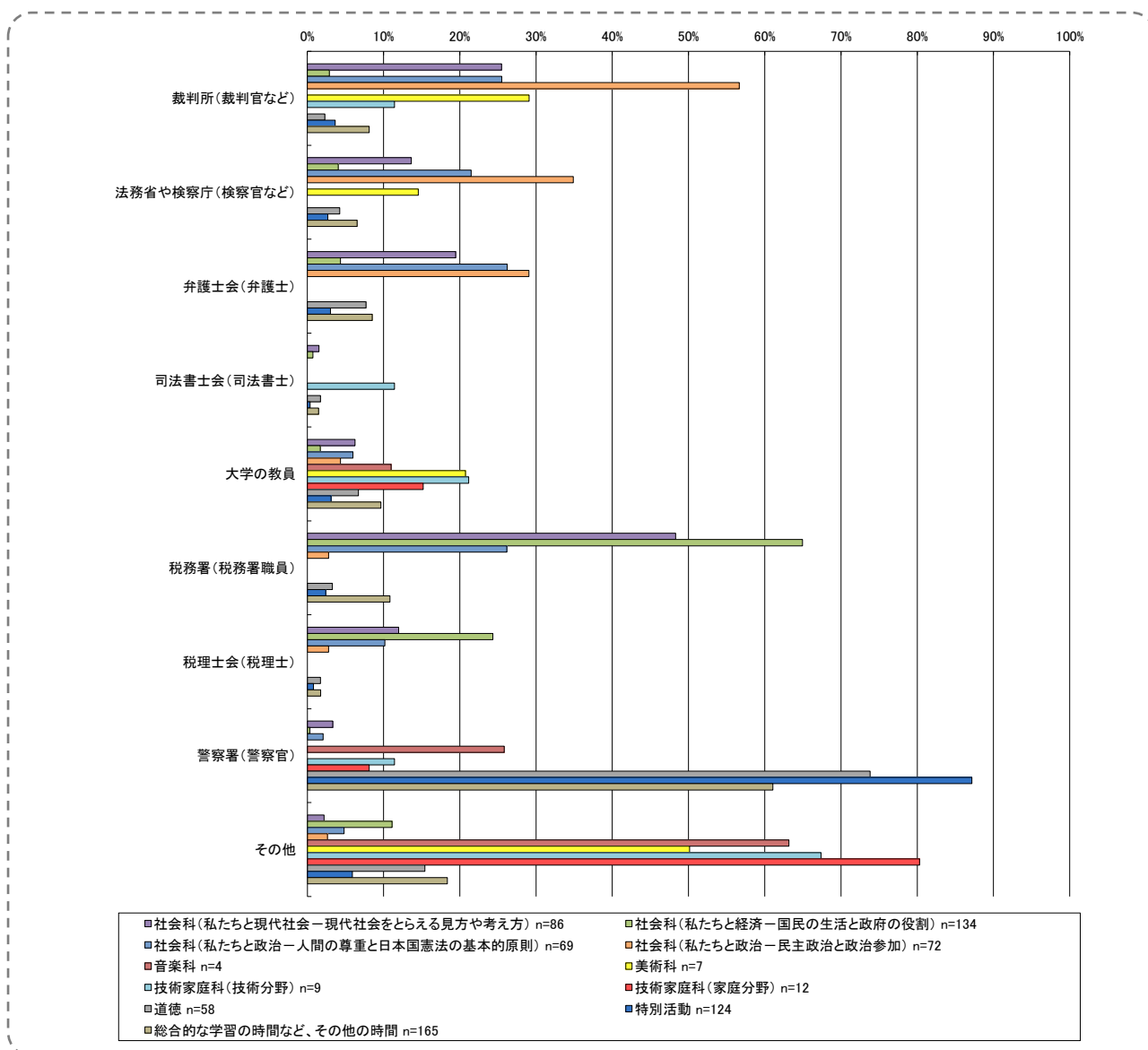
図表 2-1-4-2 外部人材と連携して実施した法教育に関する授業の「教科等」と「連携先」との関係【問1】¹⁸



¹⁷ 回答事例数を分母にして集計している。なお、「社会科」以外の選択肢については回答件数が少なかったため、「社会科以外」としてまとめたが、依然として分母が少ない点には留意が必要である。

¹⁸ 「日本司法支援センター（法テラス）」と「法科大学院生・法学部生」は回答が0件であったため割愛した（図表2-1-2-11参照）。

図表 2-1-4-3 (参考) 過年度調査での外部人材と連携して実施した授業の「教科等」と「連携先」との関係



《読み取れること・ポイント》

- ★ 「社会科」では、「税務署（税務署職員）」、「弁護士会（弁護士）」及び「税理士会（税理士）」と連携しやすい傾向がうかがわれる。
- ★ 「社会科以外」では「法務省（法務局、刑務所、保護観察所）」、「弁護士会（弁護士）」及び「警察署（警察官）」と連携しやすい傾向がうかがわれる。
- ★ 本調査の結果における「教科等」と「連携先」との関係は、平成25年度調査の結果とおおむね同様の傾向にあると思われるが¹⁹、「裁判所（裁判官等）」との連携については、「社会科以外」での連携が相対的に増えた可能性がある。

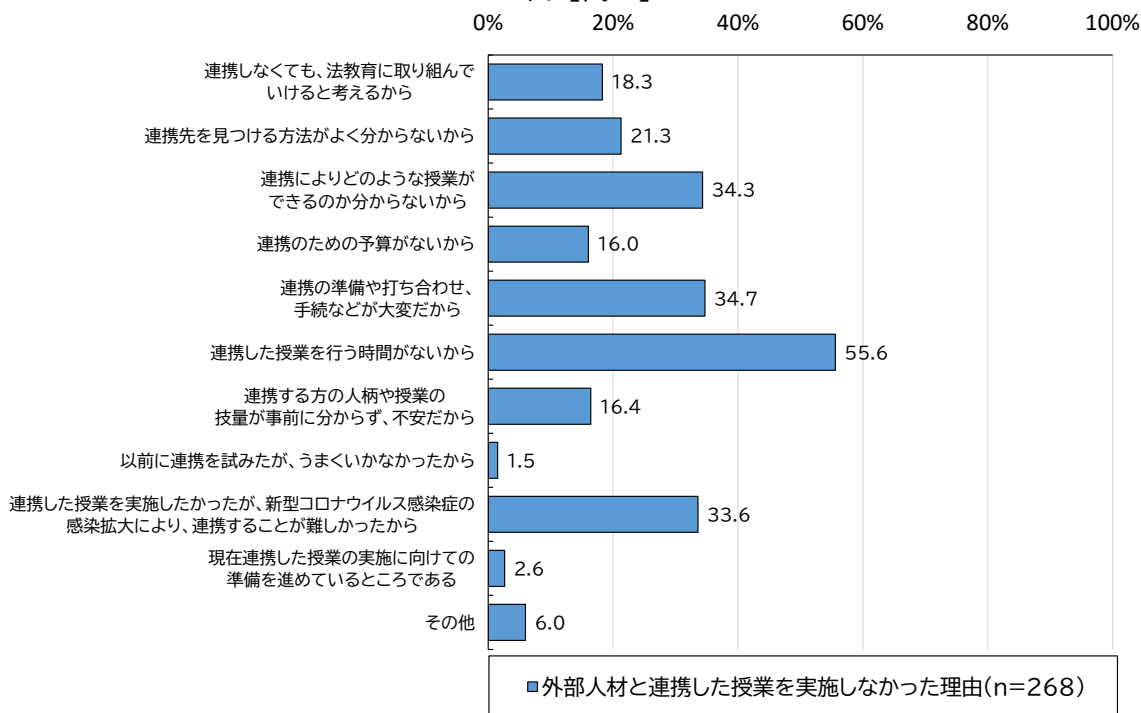
¹⁹ 過年度調査では、「これまで（平成24年度以降）に、教科等の学習指導に関連し、法律家（裁判官、検察官、弁護士など）や関係各機関と連携した授業や見学、教員研修などを行ったことはありますか。」という設問において、連携したことがある旨回答をした場合に「どの教科等の学習指導で、法律家等や関係各機関と連携を行いましたか。」と尋ねる質問文で調査をしており、今回の調査結果と厳密な比較はできない点には留意が必要である。なお、過年度調査について掲載している結果は、無回答を除く448件について集計を行ったものである。

(5) 外部人材と連携した法教育に関する授業を実施していない理由

外部人材と連携した授業を実施しなかった理由については、「連携した授業を行う時間がないから」(55.6%)が最も高く、次いで「連携の準備や打ち合わせ、手続などが大変だから」(34.7%)、「連携によりどのような授業ができるのか分からないから」(34.3%)、「連携した授業を実施したかったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、連携することが難しかったから」(33.6%)であった。

なお、「その他」の回答には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を理由とするもの、授業時数・準備時間の不足を理由とするもの、過年度に外部人材と連携した授業を実施したことを理由とするものなどがあつた。

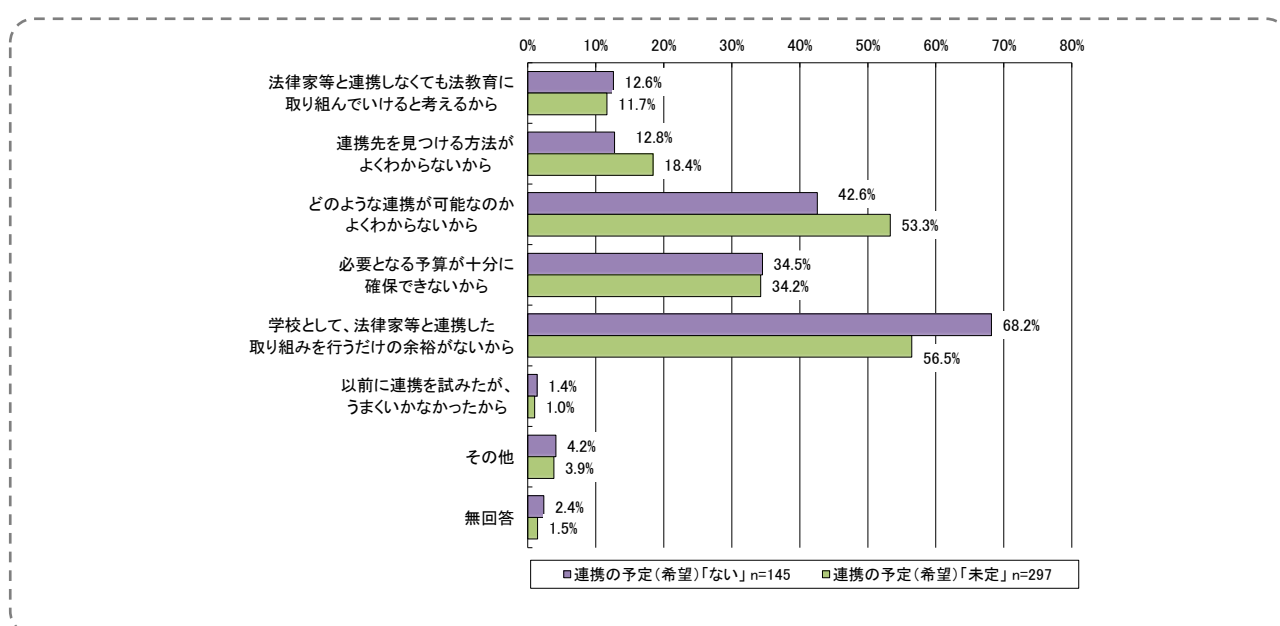
図表 2-1-5-1 外部人材と連携した法教育に関する授業を実施しなかった理由【問2】



図表 2-1-5-2 外部人材と連携した法教育に関する授業を実施しなかった理由の「その他」の回答の内容【問2】

回答の内容（全16件から抜粋）	
・他の諸行事との絡み（コロナによる日程変更を含む）で予定を立てにくかった	
・コロナ禍であったため計画しなかった	
・興味はあるが、準備が大変というより準備の時間を生み出せなかった	
・本校で前例がなく、いちから始めなければならないから	
・令和2年度に税務署と連携しての授業を実施したので、今年度は計画をしていない	
・3年に1回程度、法律家を招いて講演会実施しており、今年度は実施しなかった	
・自分自身が行政書士等の資格を持っているため	

図表 2-1-5-3 （参考）過年度調査での外部人材との連携予定（希望）について「ない」「未定」と考える理由



《読み取れること・ポイント》

- ★ 外部人材と連携した授業を実施する上で最も大きな課題は、学校現場の時間的余裕のなさであることがうかがわれる。
- ★ また、「連携によりどのような授業ができるのか分からないから」（34.3%）、「連携先を見つける方法がよく分からないから」（21.3%）など、外部人材との連携に関する情報不足も、外部人材との連携を妨げる要因となっている可能性がある。
- ★ 平成25年度調査においても、上記のような課題が認められていた。

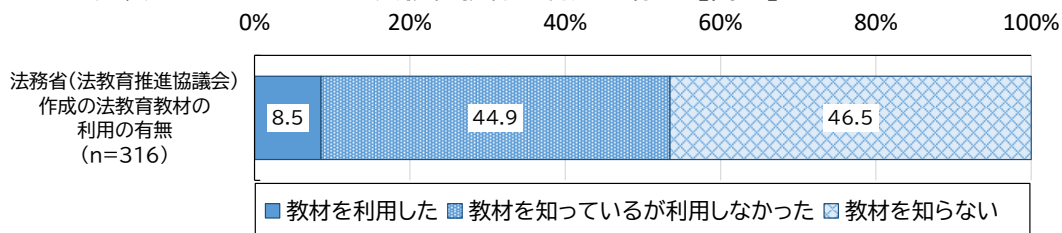
2. 法教育教材の利用状況等

(1) 利用の有無

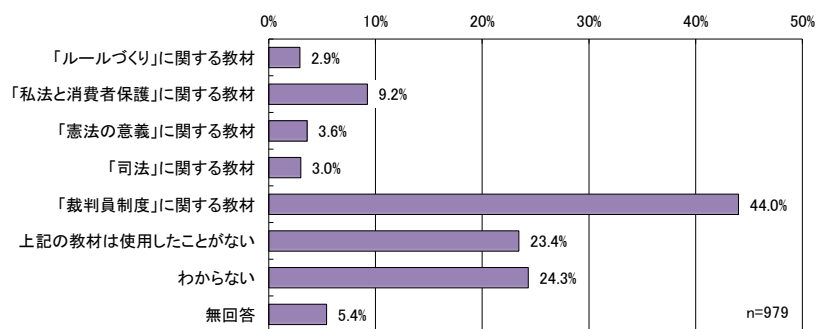
①全国的な状況

法務省（法教育推進協議会）作成の法教育教材の利用の有無について、「教材を利用した」と回答した割合は8.5%であった。また、「教材を知っているが利用しなかった」と回答した割合は44.9%、「教材を知らない」と回答した割合は46.5%であった。

図表 2-2-1-1 法教育教材の利用の有無【問3】



図表 2-2-1-2 (参考) 過年度調査での法教育教材の利用の有無



《読み取れること・ポイント》

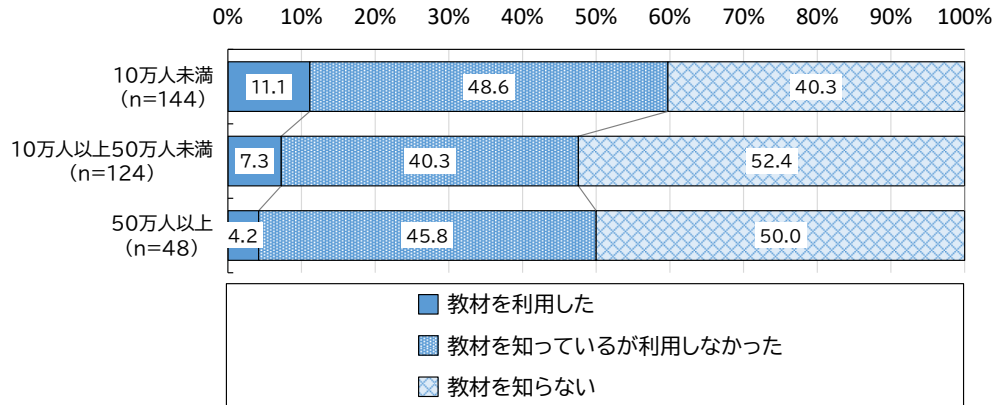
- ★ 回答のあった半数以上の中学校が、法務省（法教育推進協議会）作成の法教育教材を認識していた。
- ★ 令和3年度に法務省（法教育推進協議会）作成の法教育教材を利用した中学校は、全体の8.5%にとどまっており、平成25年度調査時点よりも²⁰同教材の利用が減少している可能性がある。

²⁰ 過年度調査では、「貴校では、これまで（平成24年度以前も含む）に法務省が作成した以下のような教材を利用したことがありますか。」という質問文で調査をしており、今回の調査結果と厳密な比較はできない点には留意が必要である。なお、過年度調査について掲載している結果は、有効回答979件について集計を行ったものである。

②市区町村の人口規模別の状況

法務省（法教育推進協議会）作成の法教育教材の利用の有無について、市区町村の人口規模別に集計すると、「教材を利用した」と回答した割合は、市区町村（10万人未満）の中学校で11.1%、市区町村（10万人以上50万人未満）で7.3%、市区町村（50万人以上）の中学校で4.2%であり、市区町村の人口規模が大きい中学校ほど同教材の利用割合が低かった。

図表 2-2-1-3 市区町村の人口規模別、法教育教材の利用の有無【問3】



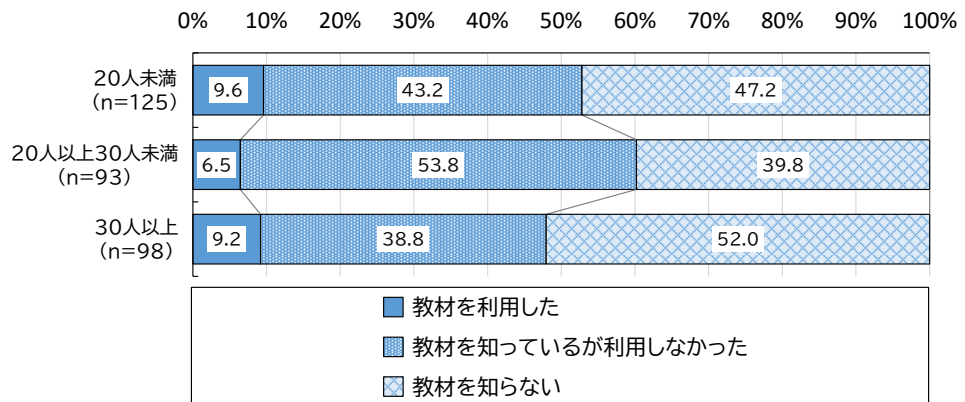
《読み取れること・ポイント》

- ★ 市区町村の人口規模が大きい中学校ほど、法務省（法教育推進協議会）作成の法教育教材の利用率が低い。

③教員数別の状況

中学校の教員数別に集計すると、「教材を利用した」との回答は、教員数（20人以上30人未満）の中学校で6.5%と最も低く、「教材を知っているが利用しなかった」との回答は、教員数（20人以上30人未満）で53.8%と最も高かった。

図表 2-2-1-4 教員数別、法教育教材の利用の有無【問3】



《読み取れること・ポイント》

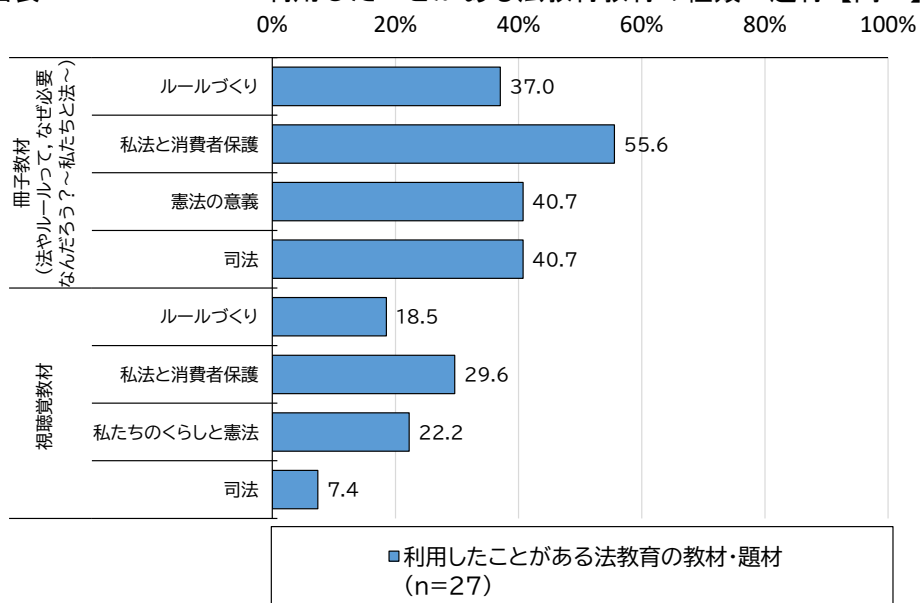
- ★ 教員数（20人以上30人未満）の中学校は、他の教員数の中学校と比べ、法務省（法教育推進協議会）作成の法教育教材を認識している割合が最も高かったが、その利用率は最も低かった。

(2) 利用したことがある教材の種類・題材

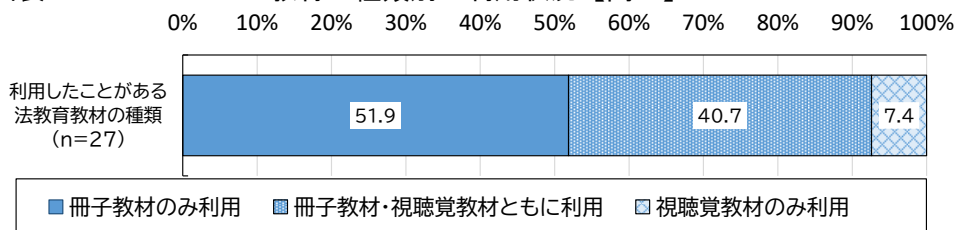
法務省（法教育推進協議会）作成の法教育教材のうち、利用したことがあるとの回答割合が最も高かったものは、冊子教材・「私法と消費者保護」（55.6%）であり、次いで冊子教材・「憲法の意義」、冊子教材・「司法」（いずれも40.7%）、視聴覚教材・「私法と消費者保護」（29.6%）であった。

教材の種類別の利用状況についてみると、「冊子教材のみ利用」が51.9%、「冊子教材・視聴覚教材ともに利用」が40.7%、「視聴覚教材のみ利用」が7.4%であった。

図表 2-2-2-1 利用したことがある法教育教材の種類・題材【問4】



図表 2-2-2-2 教材の種類別の利用状況【問4】



《読み取れること・ポイント》

- ★ 冊子教材・視聴覚教材ともに、「私法と消費者保護」の題材が最も利用されていた。
- ★ 法務省（法教育推進協議会）作成の法教育教材では、視聴覚教材よりも冊子教材の利用率が高かった。

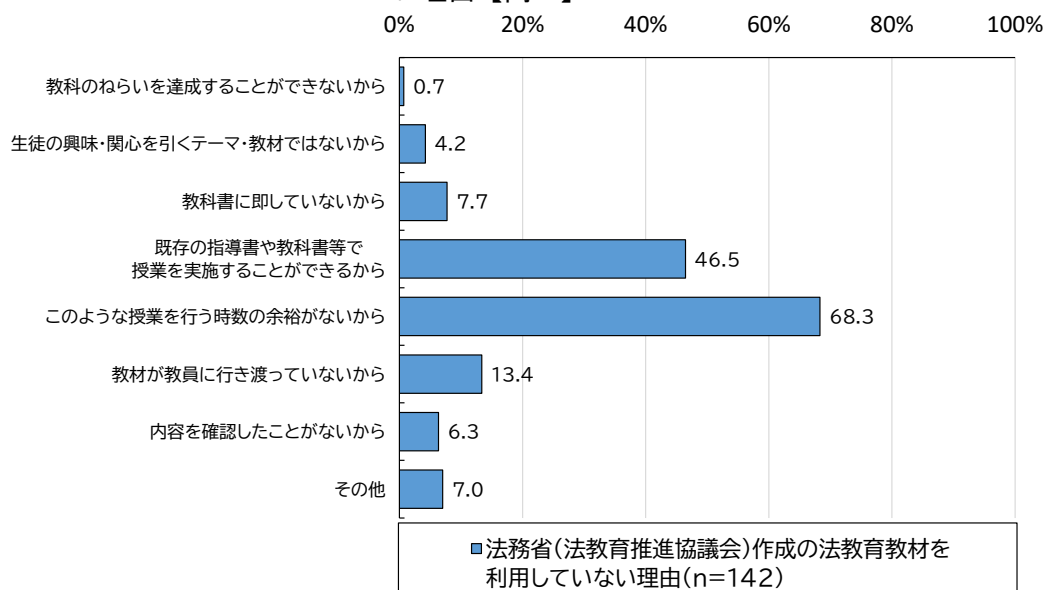
(3) 法務省（法教育推進協議会）作成の法教育教材を利用していない理由

①全国的な状況

法務省（法教育推進協議会）作成の法教育教材を知っているが利用しなかった理由については、「このような授業を行う時数の余裕がないから」が68.3%と最も高く、次いで「既存の指導書や教科書等で授業を実施することができるから」が46.5%と高かった。

なお、「その他」の回答には、他の教材を利用したというものや、準備時間を取りづらいことなどを理由とするものなどがあつた。

図表 2-2-3-1 法務省（法教育推進協議会）作成の法教育教材を利用していない理由【問5】



図表 2-2-3-2 法務省（法教育推進協議会）作成の法教育教材を利用していない理由の「その他」の回答内容【問5】

分類	件数 (割合) ²¹	回答内容
他の教材	4件 (2.8%)	<ul style="list-style-type: none"> ・他の教材・教具を活用して法教育を実践したから ・NHKの動画を活用したから ・教科書、資料集等で法教育に関わる教材は揃っている ・独自の教材を作成しているから
その他	6件 (4.2%)	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍の対応で、カリキュラム上の余剰がほとんど今年度の3年生に関してはなかったから ・来年度、利用予定のため ・このアンケートと同時に資料を受け取ったから ・活用のための準備時間を取りづらい ・よく練られた指導案、ワークシートもあるが、中学校の実態と合わない長大な単元設定や漠然とした内容のワークシートが多く、あえて時間をかけてまで利用しようと思わなかったから ・今年度新しい教科書になり、まずは教科書の内容をしっかりと進めることが必要だと感じたから

《読み取れること・ポイント》

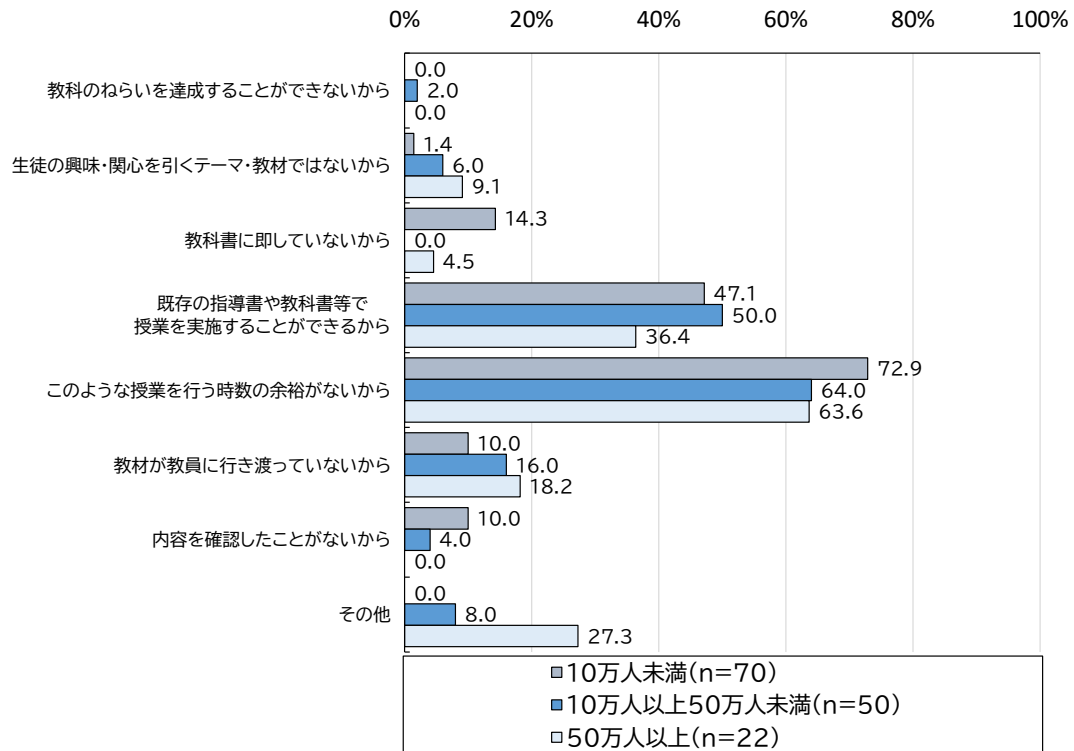
- ★ 法務省（法教育推進協議会）作成の法教育教材を利用した授業を行うには、相応の時数を要すると認識されている可能性がある。
- ★ 法務省（法教育推進協議会）作成の法教育教材以外の教材（既存の指導書や教科書等）を使って法教育を行っている学校が増えている可能性がある。

²¹ 問5の集計対象である142件を分母にしたときの回答の割合を併記している。

②市区町村の人口規模別の状況

法務省（法教育推進協議会）作成の法教育教材を利用しなかった理由について、市区町村の人口規模別に集計すると、いずれも「このような授業を行う時数の余裕がないから」の回答割合が最も高く、特に市区町村（10万人未満）の中学校で、その回答割合が高かった。また、市区町村（10万人未満）の中学校では、「教科書に即していないから」が14.3%、「内容を確認したことがないから」が10.0%となっており、市区町村（50万人以上）の中学校より、それぞれ9.8ポイント、10.0ポイント高かった。

図表 2-2-3-3 市区町村の人口規模別、法務省（法教育推進協議会）作成の法教育教材を利用していない理由【問5】



《読み取れること・ポイント》

- ★ 市区町村（10万人未満）の中学校では、市区町村（10万人以上50万人未満）又は市区町村（50万人以上）の中学校よりも、法務省（法教育推進協議会）作成の法教育教材の内容が十分に認識されていない可能性がある。

3. 法教育に関する教員向けの研修に関する意見・要望等

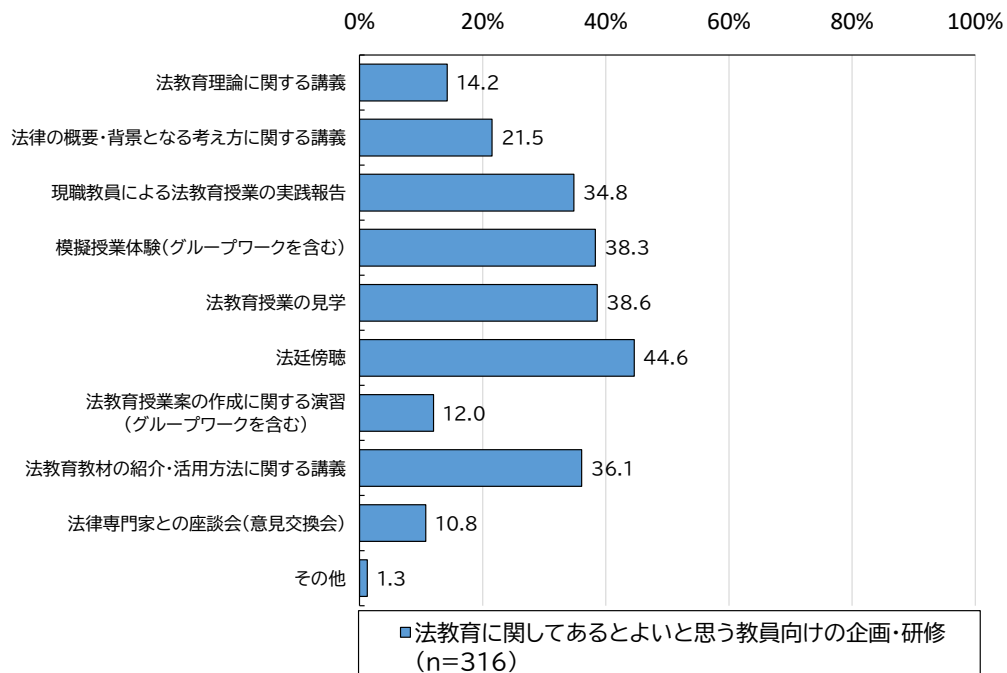
(1) あるとよいと思う教員向けの企画や研修

①全国的な状況

法教育に関し、教員向けにどのような企画や研修があるとよいと思うかについて尋ねたところ、「法廷傍聴」(44.6%)が最も高く、次いで「法教育授業の見学」(38.6%)、「模擬授業体験(グループワークを含む)」(38.3%)であった。

「その他」(1.3%)として、「学校で外部講師を活用する中で、生徒と共に学びたい」、「子どもが興味をもつ話題の凡例を使った法教育の資料配付」などの回答があった。

図表2-3-1-1 あるとよいと思う教員向けの企画や研修【問6】



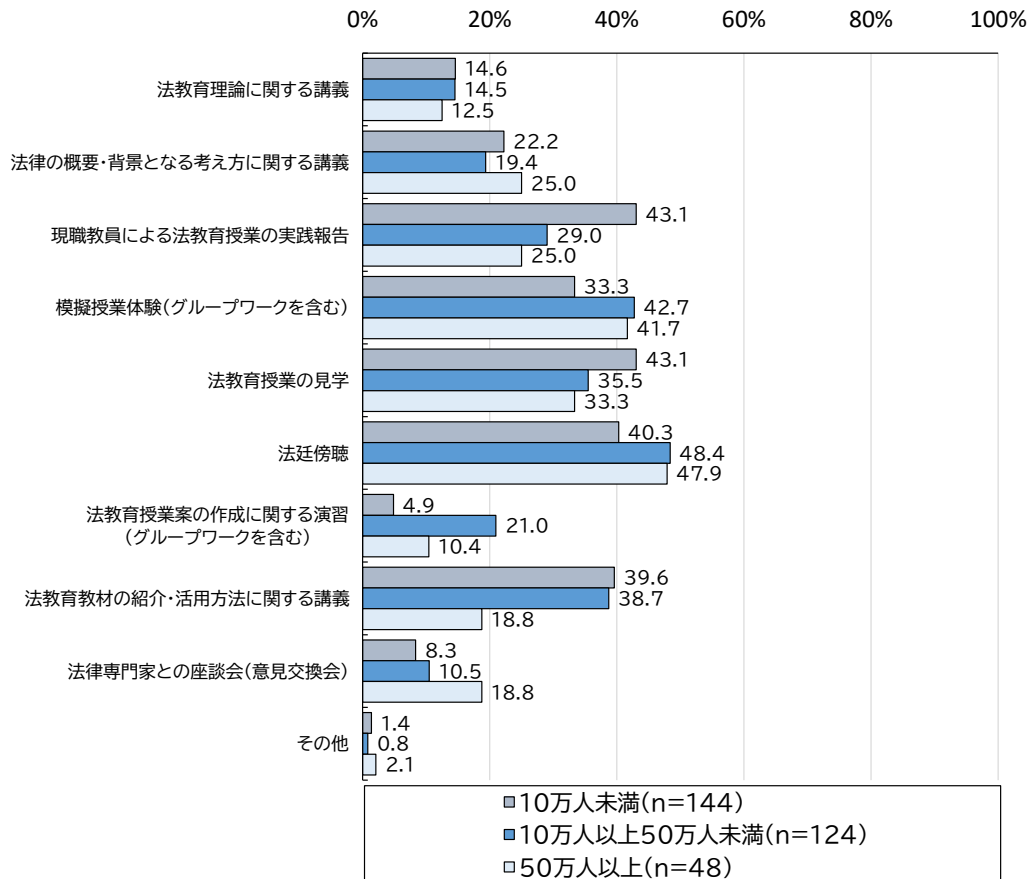
《読み取れること・ポイント》

★ 法教育に関する教員向けの企画や研修として、「法廷傍聴」、「法教育授業の見学」及び「模擬授業体験(グループワークを含む)」のニーズが相対的に高い。

②市区町村の人口規模別の状況

教員向けにどのような企画や研修があるとよいと思うかについて、市区町村の人口規模別に集計すると、市区町村（10万人未満）の中学校では、「現職教員による法教育授業の実践報告」、「法教育授業の見学」、「法教育教材の紹介・活用方法に関する講義」の回答割合が、いずれも市区町村（10万人以上50万人未満）又は市区町村（50万人以上）の中学校より高かった。

図表 2-3-1-2 市区町村の人口規模別、あるとよいと思う教員向けの企画や研修【問6】



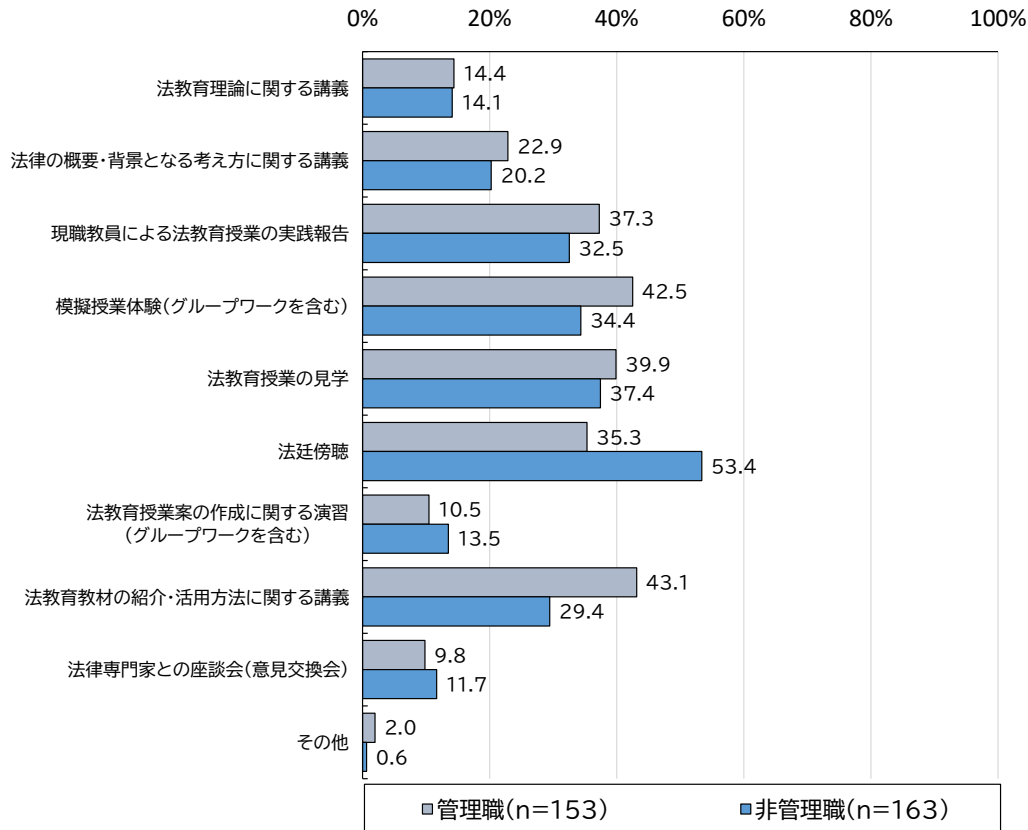
《読み取れること・ポイント》

- ★ 法教育に関する教員向けの企画や研修のニーズとして、市区町村（10万人未満）の中学校では、特に「現職教員による法教育授業の実践報告」、「法教育授業の見学」及び「法教育教材の紹介・活用方法に関する講義」のニーズが相対的に高い。

③回答者役職別の状況

教員向けにどのような企画や研修があるとよいと思うかについて、回答者の役職別に集計すると、「管理職」が回答した中学校では、「法教育教材の紹介・活用方法に関する講義」が43.1%、「模擬授業体験（グループワークを含む）」が42.5%であり、「非管理職」が回答した中学校より13.7ポイント高かった。これに対し、「非管理職」が回答した中学校では、「法廷傍聴」が53.4%であり、「管理職」が回答した中学校より18.1ポイント高かった。

図表 2-3-1-3 回答者役職別、あるとよいと思う教員向けの企画や研修【問6】



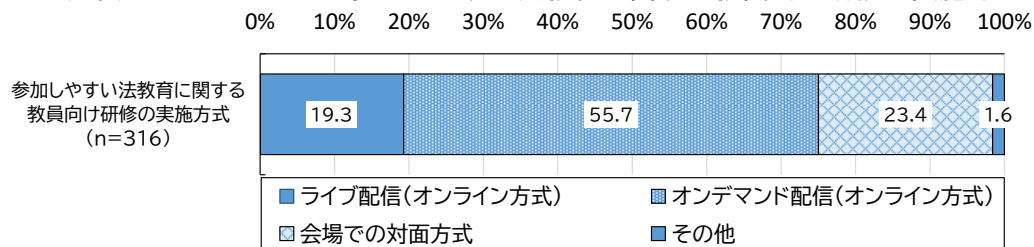
《読み取れること・ポイント》

- ★ 管理職と非管理職とでは、法教育に関する教員向けの企画や研修に関するニーズが異なる可能性がある。
- ★ 非管理職については、法教育に関する教員向けの企画や研修として、「法廷傍聴」のニーズが相対的に高い。

(2) 参加しやすい法教育に関する教員向け研修の実施方式

法教育に関する研修について、どのような方式が参加しやすいかを尋ねたところ、「オンデマンド配信（オンライン方式）」（55.7%）が最も高く、次いで「会場での対面方式」（23.4%）、「ライブ配信（オンライン方式）」（19.3%）であった。

図表 2-3-2-1 参加しやすい法教育に関する教員向け研修の実施方式【問7】



《読み取れること・ポイント》

★ 法教育に関する研修の実施方式は、「オンデマンド配信（オンライン方式）」のニーズが最も高い。

4. 法教育全般に関する課題や意見・要望等

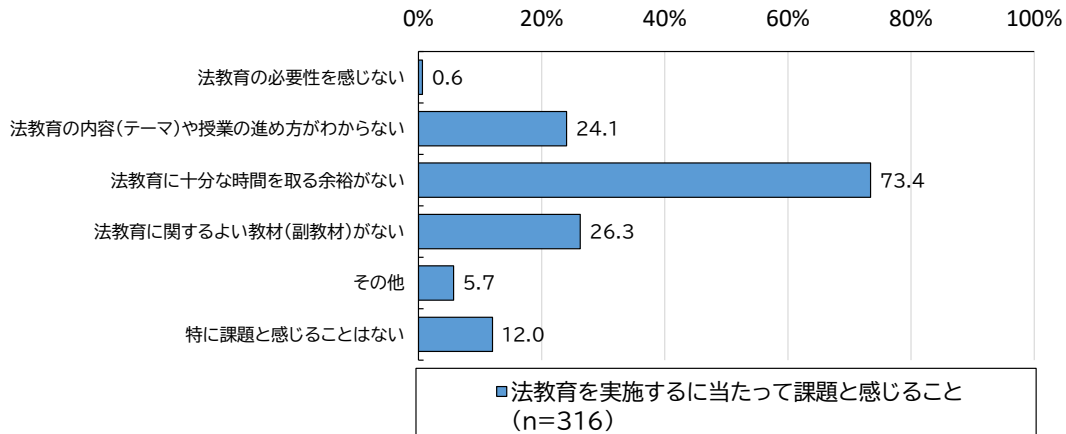
(1) 法教育を実施するに当たって課題と感ずること

①全国的な状況

法教育を実施するに当たって課題と感ずることについて尋ねたところ、「法教育に十分な時間を取る余裕がない」(73.4%)が最も高く、次いで「法教育に関するよい教材(副教材)がない」(26.3%)、「法教育の内容(テーマ)や授業の進め方がわからない」(24.1%)であった。

「その他」としては、時間的な制約に関する意見、法教育を授業で扱うことの困難さに関する意見等があった。

図表2-4-1-1 法教育を実施するに当たって課題と感ずること【問8】



図表2-4-1-2 法教育を実施するに当たって課題と感ずることの「その他」の回答内容【問8】

分類	件数	回答内容(抜粋)
単元、指導内容	5件 (1.6%)	<ul style="list-style-type: none"> ・法教育を扱う単独の単元がない ・各教科・領域で指導はしているが体系的ではない ・社会科授業(教科書)の範囲で十分であると考えている ・入試等各種テストで出題される法関係の問題との間に齟齬がある ・具体的な事例を扱うのが効果的であると考えているが、事例によっては取り扱いに注意を要するものもあるので選定が難しい
授業の進め方	5件 (1.6%)	<ul style="list-style-type: none"> ・中立性を保つための制限が多く、気をつかう ・中学校で、どの程度扱うか、外部講師を呼ぶ程かどうかが不明である ・どこまでが適当かが曖昧 ・生徒が身近に感じられない法もあり、実感を持って教えることが難しい
時間	5件 (1.6%)	<ul style="list-style-type: none"> ・時数の中で指導することで精一杯であるのが正直な意見である ・様々な研修がある中、働き方改革の観点からも時間的な余裕がない ・計画を立案する時間が十分に取れない
その他	3件 (0.9%)	<ul style="list-style-type: none"> ・教員の意識が低いこと ・「教材がない」とまではいかないが、教材がもっと充実してほしいと思っている

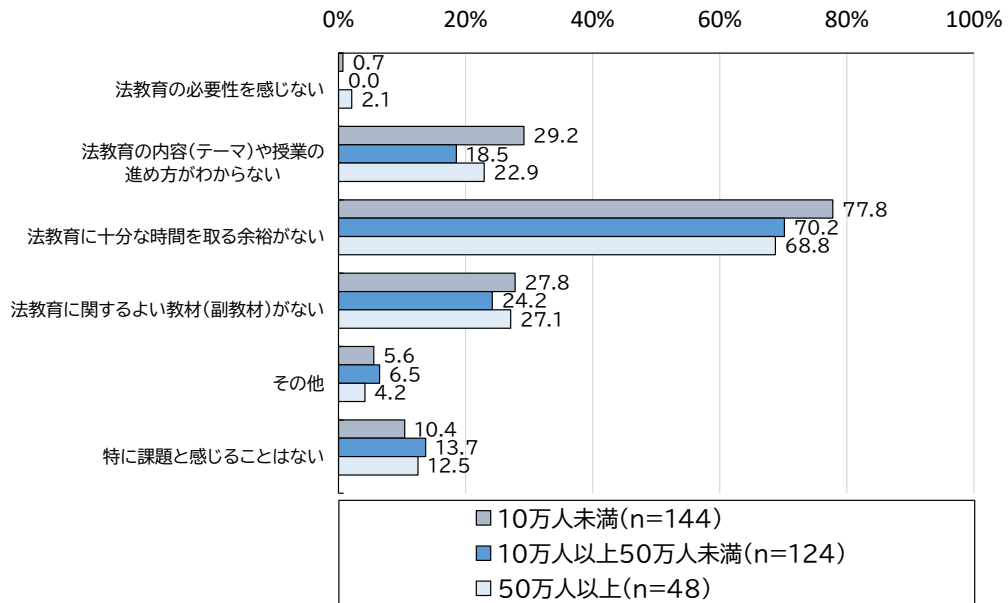
《読み取れること・ポイント》

- ★ 学校現場の時間的余裕のなさが、法教育を実施する上で最も大きな課題となっている。
- ★ 学校現場は、法教育を実施する上で利用しやすい教材や参考になる指導案などが十分ではないと感じている可能性がある。

②市区町村の人口規模別の状況

法教育を実施するに当たって課題と感ずることについて、市区町村の人口規模別に集計すると、市区町村（10万人未満）の中学校では、「法教育に十分な時間を取る余裕がない」（77.8%）、「法教育の内容（テーマ）や授業の進め方がわからない」（29.2%）の回答割合が、市区町村（10万人以上50万人未満）及び市区町村（50万人以上）の中学校より高かった

図表 2-4-1-3 市区町村の人口規模別、法教育を実施するに当たって課題と感ずること【問8】



《読み取れること・ポイント》

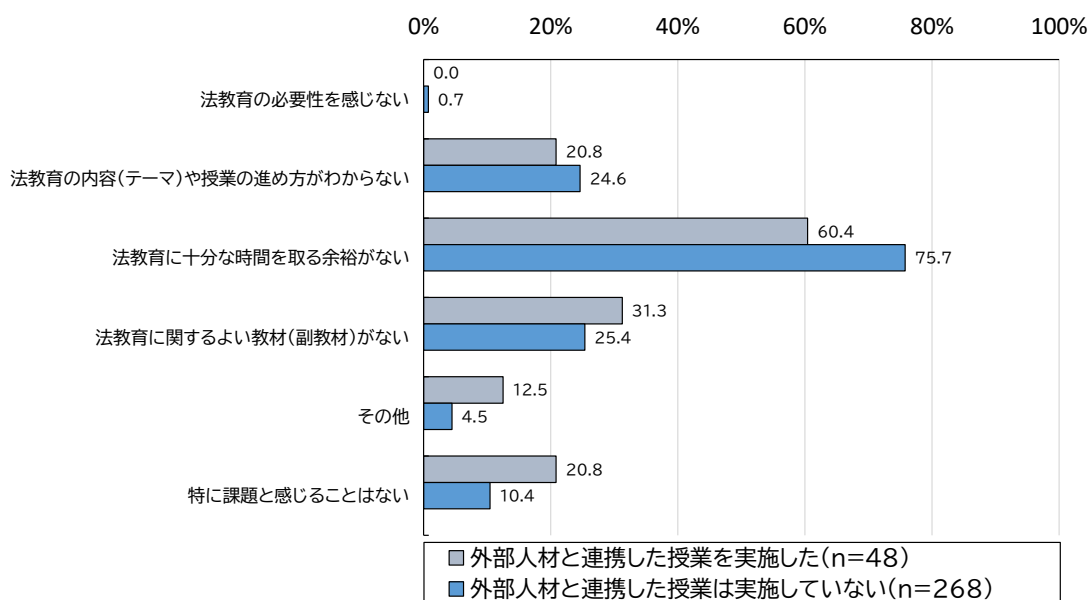
- ★ 「法教育に十分な時間を取る余裕がない」、「法教育の内容（テーマ）や授業の進め方がわからない」という課題は、市区町村（10万人未満）の中学校でより強く認識されている。

③外部人材と連携した授業の実施の有無別

法教育を実施するに当たって課題と感ずることについて、外部人材と連携した授業の実施の有無別に集計すると、「外部人材と連携した授業は実施していない」と回答した中学校では、「法教育に十分な時間を取る余裕がない」(75.7%)が最も高く、「外部人材と連携した授業を実施した」と回答した中学校より15.3ポイント高かった。

また、「外部人材と連携した授業を実施した」と回答した中学校では、「外部人材と連携した授業は実施していない」と回答した中学校と比較して、「法教育に関するよい教材(副教材)がない」(31.3%)、「特に課題と感ずることはない」(20.8%)の回答割合が高かった。

図表 2-4-1-4 外部人材と連携した授業の実施の有無別、法教育を実施するに当たって課題と感ずること【問8】



《読み取れること・ポイント》

- ★ 外部人材との連携の有無にかかわらず、「法教育に十分な時間を取る余裕がない」ことが一番の課題となっている。
- ★ 外部人材と連携した授業を実施した中学校でも、「法教育の内容(テーマ)や授業の進め方がわからない」、「法教育に関するよい教材(副教材)がない」との課題が指摘されている。

(2) 法教育の取組や教材に対する意見・要望等

法教育の取組や教材に対し、「法教育に関する意見や感想等」は54件、「外部人材との連携・出張授業等について」は45件、「教員向けの研修や啓発について」は22件、「各教科等・教育課程での位置付けの明確化について」は14件の意見・要望等が寄せられた。

図表2-4-2-1 法教育の取組や教材に対する御意見・御要望の選択肢ごとの分類・件数【問9】²²

大分類（選択肢）	中分類	件数
法教育に関する意見や感想等（54件）	①法教育の意義、重要性について	8
	②具体的な実践例について	13
	③今後の取組について	8
	④法教育を実践する上での課題（時間的余裕）	16
	⑤法教育を実践する上での課題（その他）	9
外部人材との連携・出張授業等について（45件）	①外部人材と連携する意義・必要性等について	7
	②具体的な実践例について	9
	③今後試してみたい取組について	7
	④外部人材を活用する上での課題等（時間的余裕、費用、地理的利便性）	10
	⑤外部人材を活用する上での課題等（その他）	12
各教科等・教育課程での位置付けの明確化について（14件）	①法教育の実施になじむと思う教科等	7
	②法教育の位置付けの明確化に関する要望等	4
	③その他	3
法教育教材の媒体（形式）について（5件）	教材についての要望等	5
法教育教材の内容について（13件）	①法務省作成の教材に対する意見	3
	②教材についての要望等	7
	③その他	3
法教育に関する情報提供の在り方について（4件）	①法務省作成教材等の周知について	2
	②その他	2
教員向けの研修や啓発について（22件）	①教員向け研修等に対する要望等について	9
	②教員の育成・啓発等について	5
	③実践例の提供について	8
その他		3

²² この設問では、意見や要望に関する選択肢を設けた上で、その内容について自由記述で回答する形式としていたが、回答者が選択した選択肢と自由記述の内容が一致しないものもあったことから、本報告書では、回答者が選択した選択肢による集計は行わず、自由記述の回答内容から意見の分割及び再分類を行った。なお、重複する意見・要望についてはまとめてその概要を記載した。

図表 2-4-2-2 法教育の取組や教材に対する御意見・御要望の「法教育に関する意見や感想等」の回答内容【問9】

<p>①法教育の意義、重要性について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 選挙権が18歳からとなり、判断力を育てるための法教育は意義深いと思う。 ○ 法教育の重要性は十分に認識している。 ○ 生徒はあまり、法律について身近に感じていない。しかし、我々の周囲は法があり、法で豊かな幸せが守られている。 ○ コンプライアンスを遵守する観点からも法教育は重要であると感じている。 ○ 4月1日施行の18歳成人を前に、法を身近に感じることができるよう、取り組む必要がある。 ○ これからの世界を生きていく生徒達にとって、法教育の必要性は強くなると感じる。 ○ 今、校則の見直しが議論されている。茶髪やモヒカンはなぜダメなのか、人に迷惑をかけていない。しっかりと考える力がない生徒には、ただの自由になってしまう。法教育と関連した取組が必要だと感じている。 ○ 法教育の必要性については理解はしている。
<p>②具体的な実践例について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本校の社会科では、公民教科書に盛り込まれている内容と、それを発展させるべく独自の副教材を用いて指導を行っている。 ○ 本校では、法教育の一端として、社会の時間に模擬裁判を実施している。模擬裁判において、生徒は主体的に取り組んで考え合い、裁判の仕組みを理解するとともに、人として何をどう裁き、どう生きるかを考えることができている。 ○ 法教育の計画について、ひな形等があれば作りやすいかもしれない。 ○ コロナ禍においては、教科書に載っている教材を基に社会科・道徳の授業を中心に法教育活動を行っている。 ○ 今年度実施した模擬裁判がとてもわかりやすく、生徒も楽しめてよかったと思う。 ○ 法務省の教材を使用した学習は行っていないが、社会、家庭、道徳など各教科や総合的な学習の時間において、3年間を通して法教育は行っている。 ○ 教育現場では、「生きるチカラ！法教育」のパンフレットに示された内容の授業を教科書に記述されていることを中心に行なっている。 ○ 社会科の公民の授業の中で、法の役割や法を守ることの大切さなどについて学習したり、道徳の内容で社会の一員としてルールを守ることの大切さなどについて指導したりしている。 ○ 教育課程（教科書）の進み具合、学校行事との兼ね合いなどで、資料の配布時期や外部との連携などのタイミングを、少なくとも5月までには計画できれば、スムーズに実施できると思う。 ○ 法に関わる授業は、3年生の公民で多く扱っている。ルール作り、憲法、司法制度、契約に関わる授業等である。 ○ 主に3年生の公民的分野で取り上げるが、政治と経済の二つの章で法に関して出てくる校則と憲法とのかかわりや「拾得物横領罪」や「道路交通法」を取り上げたりしている。民法で婚姻届を書かせたりしたこともある。法律が生徒にとって身近に感じる工夫を授業でいかに取り入れられるかを工夫しているところである。 ○ 指導要領で示されている内容は指導している。 ○ 公民的分野の教科書を使用した授業で成果があげられる。
<p>③今後の取組について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特にこれからは、なぜ「ダメ」なのか等の諸問題について、根拠を示さないと通用しないと感じているため、今後、法律・法規についての学びを展開していきたい。 ○ これからも新学習指導要領に則り、すべての学習内容の教育が適切に行えるよう、教育課程を編成していきたいと考える。 ○ 模擬裁判をしてみたいと考えている。 ○ 時間があれば、生まれてから一生のうちでどのような法律と接するのかを取り上げて特設の授業を組み立て試みるのも良いかとは思っている。 ○ 指導計画を作成する上で、法教育をどのように展開していくか考えていきたい。 ○ 法治国家としての法の在り方やその成り立ち、私たちの暮らしとの関係性を知る授業を実施できたら幸いである。 ○ 法教育を実施してみたい。 ○ 法教育の大切さを再認識して改めて授業に組み入れることができるように工夫していくつもりである。

<p>④法教育を実践する上での課題（時間的余裕）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教科書とは別の法教育教材を用いて授業を行うには、時間の確保が必要である。 ○ 担当者が体系的、そして、教科横断的に計画を作り実施していくための時間がとりづらい。 ○ 現在のカリキュラムは様々な課題がいっぱいで、どの中学校も法教育に時間を取ることは厳しいと思う。 ○ 診断テストの範囲を消化するのに手一杯で時間が取れない現状がある。 ○ 各教科における法教育に関し、特に社会科として取り上げる機会が多いかと思われる。その際、教科が担う分野が多岐にわたり地理的分野、世界、日本の歴史、公民学習と3年間のカリキュラムの中で法教育分野のみを特化して時間を配分し、授業を行うことは受験期の3年生の公民で配分するところには限度がある。ただでさえ既存カリキュラムが膨大で時間内で指導することが精いっぱいのところにも問題があるかと思う。 ○ 時数的な余裕があれば、外部人材との連携、グループワークなど多様な法教育を実践したいが、時間の制約上難しく感じる点が多い。時間の確保については我々の努力が必要とされるところであるとも感じている。 ○ 模擬裁判といった授業を実践している。準備を十分にいき、より深い議論を進めるために、授業時数が必要となってくる。しかし、3年次公民的分野での単元であり、実施時期（10月～11月頃）を考えると、教科書の進度を考慮し、授業時数を多く割くことは難しいため、毎年充実した法教育を実践できないことが多い。 ○ 法教育は大切だと思うが、現在〇〇教育と名の付くものが多すぎる。学活や総合的な学習でやるには限界がある。限られた時間の中ですべてを行う事はできない。〇〇教育のどれを優先するのかは学校の状況で判断するしかない。 ○ たとえば3年生で取り上げざるを得ない内容であるが、法に触れる程度はできても、2・3時間をとって実施するとすると、授業の時数的に厳しいものがあるのが現状である。 ○ 必要だとは思いつつ、なかなか時間を割いて十分に取組むことができないのが現状である。 ○ 学校現場としては、法教育という活動を取り入れることを考えると、社会科の時間以外では、時間を確保することが難しい状況にある。 ○ 社会科以外の教科とも連携し、時間を確保していきたい。 ○ 新型コロナウイルス感染症への対応に時間を割かれる中で必死に授業や行事をこなそうと現場の教職員は日々、奮闘している。社会、家庭、道德等で示された学習内容は扱っているが、拡充のために新たに時間を生み出す余裕は現状ではない。 ○ 現状では時間をとる余裕がなく、残念に思っている。 ○ 授業コマの点でも事前準備の点でも、法教育だけに多くの時間を割くことができないのが残念。 ○ 時間的余裕やより重要なことがあると考えているため、なかなか重点的に実施するに至っていない。
<p>⑤法教育を実践する上での課題（その他）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日々の授業を実施することで精いっぱいであり、教科書を活用しない授業の構築には至っていない状況である。 ○ どのような方法で実施するのが最も効果的であるかなど、不安要素があり踏み込めていないのが現状である。 ○ 模擬裁判において、どのような刑罰が良いか、どう考えたら良いか判断がつきにくいのが難点である。 ○ 現職の教員は教科だけでなく、様々な教育活動や外部からの依頼をなんとかこなしている状態である。すべてを学校現場だけで行う事は不可能です。多方面の要求を整理する場合（この場合文科省または教育委員会）がより機能を発揮すべきだと考えている。 ○ 具体的に指導するにあたり、指導時期など明確にしなければ指導できないと思う。 ○ 重要性等理解しているつもりだが、スタートの段階、導入時のイメージが持てずにいる。 ○ 法律が生徒にとってあまり身近でないことがある。刑事事件に対しては、生徒がテレビを見ていない傾向があり、刑法に関する「ドラマ」などを取り上げても関心が薄い。 ○ 法教育の必要性を生徒たちにどこまで伝えられているか不安を感じる。生徒たちにとって実感を体感しにくく、興味関心をどのように引くか指導の方法や教材に苦戦する法も多い。 ○ 法教育が生徒にとって受け身の学習となっており、実感を伴うものになっていない。

図表 2-4-2-3 法教育の取組や教材に対する御意見・御要望の「外部人材との連携・出前授業等について」の回答内容【問9】

<p>①外部人材と連携する意義・必要性等について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 授業や学活等で、法の知識をもった専門家や地域の人材を校内に招いて積極的に取り組む必要がある。 ○ 外部人材との連携出前授業は、大変素晴らしいことと考えている。 ○ 準備、実施の時間を十分に確保できれば、ぜひ出前授業を来年度実施させていただきたい。 ○ 時間さえあれば、専門家の方に話や授業等をしてもらおうことが、子どもたちにはプラスになると思う。成人年齢が18歳に引き下げられようとしている中、中学生に法教育を推進することは、たいへん意義があると思う。 ○ これからも、外部による連携を大切にしていきたいと思う。 ○ 専門家による授業は分かりやすく、生徒の理解が進み印象もよい。今後も継続して活用したい。 ○ 生徒にとって実感を伴うものとするため外部人材の活用が必要と考える。
<p>②具体的な実践例について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今までは、いじめ防止の観点から、弁護士を招いての講話を多く実施してきた。 ○ コロナ禍前は、毎年、税理士等の外部人材と連携し「租税教室」を開催していた。 ○ 以前、勤務をしていた高校では、実際に裁判所見学を行ったが、やはり学校での授業と違い子どもたちには、インパクトがあったようだった。約30年前のことだが、一緒に行った私も内容を鮮明に覚えている。 ○ 以前に地裁で裁判の傍聴をさせていただき、裁判官に生徒からの質問に答えていただいた。裁判官に生徒からの質問に答えていただき、生徒の反応も良かった。 ○ 以前に外部人材に来ていただいたことがあるが、人により技量のバラつきがあり、クラスによって差が出てしまった。 ○ 今年度は、所在地の都道府県警との連携で出前講座を実施した。 ○ 夏休みに、担任する生徒1名が、ジュニアロースクールへ参加させていただいた。もともと、法律に興味がある生徒であったが、それを機に六法全書を購入し、将来は法学部へ進みたいという気持ちが強まったようである。 ○ 本校では毎年3年生向けに、社会保険労務士の方から働くことに伴う法律や制度についてのお話を聞く会をやっている。 ○ 大学等と連携し、より質の高い法教育が実施できるように、日々努めている。
<p>③今後試してみたい取組について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中学校社会科は、授業時数が多く余裕がないために、単元の1コマの中で、オンラインによる、法の知識をもった専門家や地域の人材の授業補助的な参加も面白いと思う。 ○ 生徒の実態と必要性を踏まえた内容であることが一番大事であり、一般的な内容を一方的に説明されても生徒にとって必要であるか疑問に思う。事前の授業内容の具体的な打ち合わせで、生徒にとって身近な事例を基にした授業展開などが選択できればなお良いと思う。 ○ 社会科の公民の授業において、社会科教員が法教育を行うので、そこに外部の人材に来てもらい生の話をしてもらおうと子どもたちにも入りやすいと思う。 ○ 連携・出前授業等を実施したいとは思っている。まずは授業の作り方を学び、その後、次年度のカリキュラムに連携・出前授業を取り入れるなど、段階を踏みたい。 ○ 裁判員制度の是非について弁護士等の司法関係者から授業をしてほしい。 ○ 今後、弁護士や税理士等、生徒の興味関心がわいてくるような出前講座があれば、依頼したい。 ○ 弁護士さんから、直接法廷などの様子が聞けるとよい。

<p>④外部人材を活用する上での課題等（時間的余裕、費用、地理的利便性）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外部人材を活用する場合は、打ち合わせ等を含めて、時間的な余裕がないと、気分的にも物理的にも、どうしてもハードルが高くなってしまいがちなことも事実である。 ○ 時間に余裕がなかったので連携・出前授業等ができなかった。 ○ 外部人材との連携や出前授業を実施する余裕が全くないのが現状である。 ○ 外部講師を招いたり、そのために特別な時間を設定するのは困難であると感じる。 ○ 授業時数を考えると、外部人材の活用など「法教育に特化した授業」は実施できない現状がある。 ○ 法教育は有償のものが多く、教科での予算立てが難しいこともあり、外部講師を呼べる状況が公立校だとなかなか作れない環境になっている。 ○ 法教育においては、地方の過疎化の進んでいる地域の学校では身近に活用できる法の施設がなく、それらを見学するためのアクセス等が大変不便であるため、カリキュラムに取り入れる余裕がない。 ○ 地方の学校、特に山間僻地にある学校では、法務局等司法に関係するところとの行き来に時間が多くかかる点がネックとなっていると思う。 ○ 近隣に関係機関が少ないので、連携や出前授業等を計画するのに煩わしさがある。 ○ 学校が所在する市に弁護士はいないことなど、法律にとっても過疎であることを感じている。
<p>⑤外部人材を活用する上での課題等（その他）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 校区内に裁判所等があり、連携についてはとりやすい環境にあるが、現状はコロナウイルス感染症対策のため、実施することに二の足を踏んでいる。 ○ 外部人材の活用は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や指導計画との調整などの課題がある。 ○ 外部人材や連携先のリスト等があれば利用しやすくなると思う。 ○ 外部人材の具体的なリストが一覧になっているとありがたい。 ○ 法教育に関する外部人材の活用について、多くの情報が得られれば、実施に向けての力になると考える。 ○ 「外部人材を用いての取り組み」等を必要とするのであれば、講師派遣依頼がし易い方策等を、毎年度末もしくは毎年度初めにご案内いただくと助かる。 ○ 外部人材の活用は、法教育の推進、特に生徒に法的な考え方を身につけさせるために有効かと思う。簡便に利用できる出前授業等のシステムがあると利用しやすいと思う。租税教室は、税務署と法人会から依頼があり、地元の方が外部講師として指導していただくシステムができています。法教育についても同様のシステムがあるとやりやすい。 ○ 教員が外部人材との調整をすると負担になるので、簡単にできるシステムを作るか、コーディネーター（教員以外）等に間に入ってもらえるとありがたい。 ○ 法律家や関係機関との連絡調整や授業の流れについてのノウハウがなく、校内体制のなかでの実施にとどまっている。 ○ 講師の先生をお願いする場合に、どのようにして講師の先生を探していけばよいのか教えていただきたい。 ○ 法教育が単元として大きく扱われると外部講師を招聘するなどの手立てを講じやすいと思う。 ○ 学校の様々な行事や授業のなかで、外部人材の派遣等を考える場合に、年間計画を立てている以上、変更を考えなければならなくなる。新年度になる前に年間計画の中で計画できるようにすれば、出前授業や外部との連携がやりやすいのではないかと思います。

図表 2-4-2-4 法教育の取組や教材に対する御意見・御要望の「各教科等・教育課程での位置付けの明確化について」の回答内容【問9】

①法教育の実施になじむと思う教科等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教科書の範囲を超える場合は総合学習などで対応するか、教科横断的な学習として扱うことになるかと思う。社会科と道徳などでの連携なら可能かと思う。社会科や道徳以外の教科なら、国語科で扱える可能性はあるが、授業時数の関係で厳しい状況である。 ○ 社会科のみにとどまらず、教科横断的に取り組むことができれば良いと思う。 ○ 法教育をすべての教科の中に関連づけて取り入れ、法の大切さを社会に出る前に獲得させたい。 ○ 総合的な学習の時間等との連携をしていくと可能かとも思われる。 ○ 法教育は社会の中で地理や歴史の内容を削り、公民で行うようにしてはどうか。 ○ 法教育が一定の教科（社会科）だけで行われるものではないと思う。 ○ カリキュラム・マネジメントの観点からも、必ずしも社会科の授業内で法教育を行うことに固執する必要はないと考えている。
②法教育の位置付けの明確化に関する要望等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 授業の指針となるものがはっきりと示される必要がある。 ○ 法教育は、教科横断的であるがゆえに、どの教科で授業を実施すればよいかをばやけてしまっている。確実な実施をねらうのであれば、位置付けの明確化が必要。 ○ 「教育課程に位置付けた単元に、この教材を使ってみてはどうか？」というような提示してもらえると指導に助かると思う。 ○ 具体的に指導するにあたり、教科など明確にしなければ指導できないと思う。
③その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会科の教科や教科担当者に任された狭いイメージがある。 ○ 社会科では公民で扱うため、若干法について身近に感じる部分はあるが、その他の教科の教職員については、あまり法を身近に感じる機会がないのではないだろうか。 ○ 今後は、各教科や総合的な学習の時間、特別活動等との関連性を確認していこうと思う。

図表 2-4-2-5 法教育の取組や教材に対する御意見・御要望の「法教育教材の媒体（形式）について」の回答内容【問9】

教材についての要望等	<ul style="list-style-type: none"> ○ NHKが提供している「昔話法廷」のような動画があると、子どもたちの理解を助けると思う。ぜひ、様々な動画資料の提供をお願いしたい。 ○ 中学校でも1人1台端末が整備された。紙の資料ではなく、動画（5～10分程度）のものがあると、調べ学習等に活用できると思う。 ○ 一単位時間で簡単に取り組むことができる教材があるとありがたい。 ○ 指導したいなと思うときに、手ごろなフリー教材があると便利だなと感じる。 ○ 1人1台タブレットを持っている現在、教科書会社や副教材会社と協働してデジタル教材を開発すれば、お願いしなくても使ってもらえるものになると思う。
------------	--

図表 2-4-2-6 法教育の取組や教材に対する御意見・御要望の「法教育教材の内容について」の回答内容【問9】

①法務省作成の教材に対する意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法教育教材が作成された年が古くなってきており、SNSのトラブルなど現在の社会情勢に応じた内容の教材を作成してほしい。 ○ 冊子教材がとても分かりやすいものであった。今後活用していきたいと思う。 ○ どのような教育が求められているのか具体的な内容がわかりにくい。配布されているワークシートの課題は中学生にはやや難しいと思う。
②教材についての要望等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教材が整備されることが急務である。効率よく教え、考えさせられる題材が必要である。 ○ 裁判の仕組み等に関連した教材や資料等があればと思う。 ○ 生徒たちの身近な行動が、実は触法にあたる場合があるということを、例示しながら進めていける教材が欲しい。 ○ 法教育については、実際の生活との隔たりを感じる。学校生活などで実践できるわかりやすい教材があればその取り組みも変わってくるように感じる。 ○ 単なるロールプレイにならず、1時間で完結するような模擬裁判の授業案があればお教えいただきたい。また、司法関係の方がいなくても、同じ案件でも裁判所や検察、弁護士の方の立場として何が重要だと考えるか、何がその案件のポイントか、刑罰はどれくらいが妥当か(理由も含めて)生徒へ活動のフィードバックができるような資料があれば有難い。 ○ 学校現場としては、教科書の単元に合わせた法教育教材があると、授業で活用しやすい。 ○ グループワークを取り入れた1時間でまとまった教材があれば使用しやすいと思う。
③その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法律に抵触しなければいいという考え方の生徒が増えてきているように感じている。倫理・道徳については、道徳や生徒指導で対応するものと考えているが、法教育(司法を扱う授業)を行うことで、法律の限界を知り、倫理や道徳が必要なんだと生徒自身の体験を通して感じられるような授業案があればありがたい。 ○ 書店で法教育の本を買って授業で取り入れたことがあるが、最新の資料でない場合も多いので、最新の資料を使った授業に役立つものがあれば、自然と活用されていくと思う。 ○ 学校図書館へ中学生に読みやすく受け止めやすい図書を供給することも大事なことかと思う。知識の押しつけでなく、中学生に受け止められる図書を作れるならば、本当の意味で法教育の啓発をしたと言えるのではないだろうか。

図表 2-4-2-7 法教育の取組や教材に対する御意見・御要望の「法教育に関する情報提供の在り方について」の回答内容【問9】

①法務省作成教材等の周知について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法務省作成の法教育教材等などがなかなか周知されていない。 ○ 法教育教材について、全国の中学校に一部ずつ配付されたとのことだが、希望する学校に「三部まで可」等、追加配布することはできないだろうか。配付当時、3年生社会科担当教員にだけ情報が共有され、他学年、他教科にもあると良いと感じた。
②その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 重要な法律の改正の要点など何年かごとに法教育に関する情報提供をしてほしい。 ○ キャリア、人権等、様々な社会的な課題に関する学習領域の中で、法教育については情報量が少なく、あまり職員、生徒に認知されていない印象である。

図表 2-4-2-8 法教育の取組や教材に対する御意見・御要望の「教員向けの研修や啓発について」の回答内容【問9】

<p>①教員向け研修等に対する要望等について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会科教員など法教育に関係する教職員向けの研修のためにN I T S独立行政法人教職員支援機構のオンライン講座などで法教育の研修動画を出してほしい。 ○ 中心となる（社会科）教員の意識を向上させるためにも、悉皆の研修を実施するなどの仕組みが必要だと思われる。 ○ 各教科、領域と関連させて、指導を工夫していく必要があり、そのための教員の研修や啓発が必要となってくると考える。 ○ 法教育の基となる法の概念、必要性、実践するための教材について研修する機会があれば、参加してみたい。研修会の開催情報を入手する方法を知りたい。 ○ 近年、学校内でも弁護士会などに相談することが増えており、教職員にも研修の必要を感じている。 ○ どのように教えていったら良いか、どういう視点で学ばせたら良いか授業者が知識や技術を学ぶ場があれば助かる。 ○ 法学部卒ではないため、自ら学びながら授業を行っている。授業実践に役立つ講演会や研修会があればぜひ参加したい。 ○ 今各所で進んできた、オンラインでの研修の機会が増えることを望んでいる。 ○ 法の理念の研修の情報が欲しい。
<p>②教員の育成・啓発等について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法的な見方・考え方をもち教員が理解していくべきだと思った。 ○ 教員が授業において、教科書に掲載してある内容とは別に、何らかの法教育教材を用いて授業を行う場合には、教員の意識改革とスキルアップが必要。 ○ 働き方改革が進められる中、若い教職員が増えている現状があり、本校の社会科教員も2年目である。ベテラン教師になってくれば、冊子を利用した授業も実践できるようになってくると思われる。 ○ 法教育に興味・関心のない管理職に対しても、予算立ての方法や区教委からの呼びかけなどをレクチャーしていただくようお願いしたい。 ○ 学習指導要領やそれに基づいた教科書等の浸透を今後もさらに継続していくこと、法教育を担うことのできる教員の育成を大学、現場を通して進めていくことが重要なのではないかと思う。
<p>③実践例の提供について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法教育の事例集など何年かごとに法教育に関する情報提供をしてほしい。 ○ 最小時間配分で効果的な指導案のいくつかのサンプルや先進校の実践報告などがあれば非常に助かり、そこから取捨選択し授業に生かせる部分があればと思われる。 ○ より多くの実践事例が知りたい。 ○ 学校が子どもたちの教育に最も適していることは十分に理解しているが、法教育に学校の中でどのように取り組んでいけばいいか、実践例に触れる機会がなかなかない。 ○ 過去の授業内容（概要）が一覧になっているとありがたい。 ○ 他校、教員養成系大学の付属学校、その他研究機関等の授業実践を共有できる研修があるとありがたい。 ○ 先行事例など、実践に気軽に取り組めるものを紹介してほしい。 ○ 法教育に関する具体的な教材や実践事例についての周知をしていただきたい。

図表 2-4-2-9 法教育の取組や教材に対する御意見・御要望の「その他」の回答内容【問9】

<ul style="list-style-type: none"> ○ 学習指導要領やそれに基づいた教科書等、法教育が少しずつ浸透してきているのかな、と感じる。 ○ このアンケートは社会科の教員が答える形になっている学校が多いようである。 ○ 中学校現場の中学校社会科公民的分野の教育実践をしっかり受け止めていただきたい。教員には優れた者もいれば、劣った者もいるので、全てをお勧めというわけではないが、ちゃんと教育実践をしている。教育委員会や東京都や全国の社会科教育研究会と連携されると良いと思う。

《読み取れること・ポイント》

- ★ 法教育の意義や重要性について多くの回答者が意識していることが認められた一方で、法教育に取り組むための時間的余裕のなさに関する意見が相当数あった。
- ★ 外部人材と連携した授業の意義や必要性を認識した回答が相当数みられた一方で、法教育を実施するための授業時数やコスト不足、地理的な条件による外部人材との連携の難しさ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響といった、外部人材との連携に際しての障壁について指摘する意見も相当数あった。
- ★ 法教育を教科横断的に実施するべきという意見があった一方で、各教科等・教育課程における法教育の位置付けを明確にすべきとする意見もあった。
- ★ 教員向けの研修や啓発については、法教育に関するスキルや教員の意識の向上を図るため、多くの教員を対象に啓発・研修を実施すべきとする意見や、実施すべき研修に関する具体的な内容、法教育に取り組みやすくするため、実践事例に関する情報提供を求める声などが寄せられた。

Ⅲ まとめと考察

1. 調査結果のまとめ

調査の結果把握されたことについて、改めて以下のように整理した。

(1) 外部人材と連携した法教育に関する授業の実施状況

- ★外部人材と連携した法教育の授業を行っている中学校は全体で15.2%にとどまった。
- ★外部人材と連携した法教育の授業は3年生の社会科を中心に実施されていたが、1・2年生のそれ以外の教科等の授業においても行われていた。
- ★学校が所在する市区町村の人口規模によって、主な連携先が異なっていた。
- ★外部人材と連携した授業を実施しない理由については、時間がない・準備や手続などが大変・どのような授業ができるか分からない、といったものが多く挙げられていた。

- 令和3年度に外部人材と連携した法教育の授業を行った中学校は、全体で15.2%にとどまった。特に、市区町村（10万人以上50万人未満）の中学校及び教員数（20人以上30人未満）の中学校において、その実施割合が低かった（それぞれ実施割合は9.7%、11.8%）。【図表2-1-1-1~2-1-1-4】
- 外部人材と連携した授業を実施した事例のうち、全体の82.8%が3年生での実施であった。1・2年生については、市区町村（10万人未満）の中学校での実践割合が高かった（市区町村（10万人以上50万人未満）及び市区町村（50万人以上）の中学校と比べて、「1年生」で22.7~24.0ポイント差、「2年生」で25.7~27.0ポイント差となっていた。）。【図表2-1-2-1~2-1-2-2】
- 外部人材と連携した授業の約6割（58.6%）が「社会科」で行われていた。【図表2-1-2-4】
- 外部人材と連携した授業では、租税や消費生活などを含む日常生活に関連するテーマや、「司法（模擬裁判・裁判傍聴を含む）」を扱ったものが多かった（それぞれ32.8%、22.4%）。【図表2-1-2-8~2-1-2-9】
- 全体としては、「弁護士会（弁護士）」（29.3%）や「税務署（税務署職員）」（22.4%）と連携した割合が高かったが、市区町村（50万人以上）の中学校では「弁護士会（弁護士）」（66.7%）や「裁判所（裁判官等）」（16.7%）と連携した割合が高かった一方で、市区町村（10万人未満）の中学校では「税務署（税務署職員）」（27.3%）と連携した割合が高いなど、市区町村の人口規模によっ

て主な連携先が異なっていた。【図表2-1-2-11・2-1-2-14】

- 外部人材と連携した法教育の授業は、3年生では「社会科」において実施された割合が高いが（68.8%）、1・2年生では「社会科以外」の教科等の授業においても実施されていた。【図表2-1-3-1】
- 連携先は、1年生では「法務省（法務局、刑務所、保護観察所）」「警察署（警察官）」が23.5%、2年生では「法務省（法務局、刑務所、保護観察所）」が27.8%、3年生では「弁護士会（弁護士）」が31.3%であった。【図表2-1-3-4】
- 「社会科」では、「税務署（税務署職員）」（38.2%）、「弁護士会（弁護士）」（35.3%）、「税理士会（税理士）」（26.5%）との連携割合が高く、「社会科以外」では、「弁護士会（弁護士）」（20.8%）との連携に加え、「法務省（法務局、刑務所、保護観察所）」（20.8%）、「警察署（警察官）」（20.8%）との連携も同程度みられた。【図表2-1-4-2】
- 外部人材と連携した授業を実施しなかった理由については、「連携した授業を行う時間がないから」（55.6%）、「連携の準備や打ち合わせ、手続などが大変だから」（34.7%）、「連携によりどのような授業ができるのか分からないから」（34.3%）が比較的多かった。【図表2-1-5-1】

（2）法教育教材の利用状況等

- ★約半数の中学校が、法務省（法教育推進協議会）作成の法教育教材を認識していたが、同教材を利用した中学校は全体の8.5%にとどまった。
- ★教材を利用した中学校のうち、40.7%は冊子教材・視聴覚教材の両方を使用していた。
- ★教材を利用したことがない理由として、最も多かったのは、時間的余裕のなさであったが、既存の指導書や教科書等で授業を実施することができるという回答も相当数あった。

- 回答した中学校全体の44.9%が法務省（法教育推進協議会）作成の法教育教材について、「教材を知っているが利用しなかった」、46.5%が「教材を知らない」と回答した。また、「教材を利用した」中学校は8.5%にとどまった。【図表2-2-1-1】
- 利用したことがある法務省（法教育推進協議会）作成の法教育教材の種類・題材については、冊子教材・視聴覚教材ともに、「私法と消費者保護」が最も多かった（冊子教材55.6%、視聴覚教材29.6%）。教材を利用したことがある中学校についてみると、「冊子教材のみ利用」が51.9%、「冊子教材・視聴覚教材ともに利用」が40.7%となっており、冊子教材の利用割合が高かった。【図表2-2-2-1～2-2-2-2】

- 法務省（法教育推進協議会）作成の法教育教材を知っているが利用しなかった理由については、「このような授業を行う時数の余裕がないから」（68.3%）が最も多かったが、「既存の指導書や教科書等で授業を実施することができるから」（46.5%）も相当数あったほか、「その他」の回答内容にも、他の教材を利用している旨の記述があった（4件）。【図表2-2-3-1~2-2-3-2】

（3）法教育に関する教員向けの研修に関する意見・要望等

- ★法教育に関する教員向けの企画や研修のニーズとして、「法廷傍聴」の回答割合が最も高く、特に「非管理職」による回答において、その割合が高かった。
- ★市区町村（10万人未満）の中学校では、「現職教員による法教育授業の実践報告」、「法教育授業の見学」及び「法教育教材の紹介・活用方法に関する講義」のニーズが相対的に高かった。
- ★「オンデマンド配信（オンライン方式）」による研修のニーズが最も高かった。

- 法教育に関する教員向けの企画や研修のニーズとして、「法廷傍聴」（44.6%）、「法教育授業の見学」（38.6%）及び「模擬授業体験（グループワークを含む）」（38.3%）の回答割合が高かった。【図表2-3-1-1】
- 市区町村（10万人未満）の中学校においては、特に「現職教員による法教育授業の実践報告」、「法教育授業の見学」及び「法教育教材の紹介・活用方法に関する講義」のニーズが相対的に高かった（市区町村（50万人以上）の中学校と比べると、それぞれ18.1ポイント、9.8ポイント、20.8ポイントの差がある。）。【図表2-3-1-2】
- 法教育に関する研修の実施方式については、「オンデマンド配信（オンライン方式）」のニーズが最も高かった。【図表2-3-2-1】

（4）法教育全般に関する課題や意見・要望等

- ★法教育一般についての課題としては、「法教育に十分な時間を取る余裕がない」の回答割合が73.4%と最も高かった。
- ★自由記述による回答では、法教育の意義や重要性について述べたものや、積極的な取組事例を紹介するものがあつた一方で、外部人材との連携を含めた法教育の実施や準備等において、時間的余裕やコスト面に課題があるとする意見、外部人材との連携の難しさに関する意見等も相当数寄せられた。

- 法教育一般について認識されている課題として、「法教育に十分な時間を取る余裕がない」が73.4%と最も多く、次いで「法教育に関するよい教材（副教材）が

ない」が26.3%、「法教育の内容（テーマ）や授業の進め方がわからない」が24.1%となっていた。【図表2-4-1-1】

- 法教育の取組や教材に対する意見・要望等を尋ねたところ、全部で160件の回答が得られた。最も多かったのは、「法教育に関する意見や感想等」（54件）であり、次いで「外部人材との連携・出張授業等について」（45件）であった。【図表2-4-2-1】
- 法教育の意義や重要性について述べたものや積極的な取組事例等を紹介するものがあつた一方で、外部人材との連携を含めた法教育の授業の実施や準備等において、時間面やコスト面に課題がある、地理的な条件から外部人材との連携が難しいなど、法教育を実施する上での課題を示す意見も相当数寄せられた。【図表2-4-2-2～2-4-2-3】
- 自由記述も含め、教員向け研修等に対する要望等や、実践例の提供を望む意見などがみられた。また、法教育を実践する教科等については、教科等横断的に法教育の授業を実施すべきとする意見だけでなく、法教育を実践する教科等を限定・明確化すべきだという意見もみられた。【図表2-4-2-4・2-4-2-8】

2. 今後の方策等に関する考察

調査の結果、把握された以上のような状況から、学校現場における法教育の取組を更に支援するための施策の在り方等に関し、次のようなことが考えられる。

■教育現場の「時間的余裕のなさ」を考慮した推進

法教育をより一層進めていく上で、最も大きな課題は、学校現場の忙しさである。本調査に応じた中学校からは、法教育に関する授業について、「必要だとは思いつながら、なかなか時間を割いて十分に取組むことができないのが現状である。」、「授業コマの点でも事前準備の点でも、法教育だけに多くの時間を割くことができないのが残念。」、「外部人材を活用する場合は、打ち合わせ等を含めて、時間的な余裕がないと、気分的にも物理的にも、どうしてもハードルが高くなってしまいがちなことも事実である。」など、法教育の必要性や重要性を理解してはいるものの、時間的な制約等から十分な実践ができていないという声が相当数寄せられた。

こうした課題に対しては、これまでも、法務省や各関係機関等において法教育教材の作成やモデル授業例の提供、出前授業の提案等、様々な支援が継続的に行われており、これらの取組は、学校現場の負担を一定程度軽減してきたものと思われるが、より広く、より充実した法教育が実践されるようになるためには、これまでの支援を継続するだけでなく、上記のような学校現場の実情を踏まえ、新たな支援策を検討していく必要があるのではないかと思われる。

■教育課程に位置付けていくための支援

本調査においては、例えば、「本校の社会科では、公民教科書に盛り込まれている内容と、それを発展させるべく独自の副教材を用いて指導を行っている。」、「法務省の教材を使用した学習は行っていないが、社会、家庭、道徳など各教科や総合的な学習の時間において、3年間を通して法教育は行っている。」、「教科書の範囲を超える場合は総合学習などで対応するか、教科横断的な学習として扱うことになるかと思う。社会科と道徳などでの連携なら可能かと思う。」など、個別の科目において、あるいは科目横断的に、積極的に法教育に取り組んでいる（取り組むべき）との意見が見られた一方で、「具体的に指導するにあたり、教科など明確にしなければ指導できないと思う。」、「法教育は、教科横断的であるがゆえに、どの教科で授業を実施すればよいかをぼやけてしまっている。確実な実施をねらうのであれば、位置付けの明確化が必要。」など、教育課程における法教育の位置付けが明確でないことが法教育を実践する上での妨げになっているとする意見も見られた。自由意見に見られたこのような両面性は、教育目標やカリキュラムに法教育をどのように具体的に位置付け、また、各教科の中でどのように実践していくのかについての理解や考え方が十分浸透しておらず、個々の考え方に差があることの表われではないかと考えられる。

教育課程において法教育をどのように実践していくかは、最終的にはカリキュラム・

マネジメントの観点から各学校現場において検討されるべきものと思われるが、その中で法教育がしっかりと実践されるようにするためには、各科目（あるいは各単元）における法教育の実践方法や科目横断的な実践モデルなどを具体的に提案するとともに、教育課程における法教育の位置付け等について、引き続き、丁寧に説明・周知していくことが必要なのではないかと思われる。

■教材の開発・提供

本調査では、5割を超える中学校が法務省（法教育推進協議会）作成の法教育教材を知っていると回答したが、「教材を利用した」と回答した中学校は8.5%にとどまった（なお、「教材を知っているが利用しなかった」と回答した中学校は44.9%であった。）。

法務省（法教育推進協議会）作成の法教育教材を利用しなかった中学校の68.3%が、「このような授業を行う時数の余裕がないから」と回答していたところ、自由意見においても、「よく練られた指導案、ワークシートもあるが、中学校の実態と合わない長大な単元設定や漠然とした内容のワークシートが多く、あえて時間をかけてまで利用しようと思わなかったから。」「一単位時間で簡単に取り組むことができる教材があるとありがたい。」「グループワークを取り入れた1時間でまとまった法教育教材があれば利用しやすいと思う。」など、よりコンパクトな教材を求める声が認められた。また、「法教育教材が作成された年が古くなってきており、SNSのトラブルなど現在の社会情勢に応じた内容の教材を作成してほしい。」「法教育については、実際の生活との隔たりを感じる。学校生活などで実践できるわかりやすい教材があればその取り組みも変わってくるように感じる。」など、現在の社会情勢や生徒たちの生活状況を踏まえた新たな教材の作成を求める声もあった。

なお、法務省（法教育推進協議会）作成の法教育教材を利用しなかった学校の46.5%が「既存の指導書や教科書等で授業を実施することができるから」と回答した一方で、「教材が整備されることが急務である。」「効率よく教え、考えさせられる題材が必要である。」「学校現場としては、教科書の単元に合わせた法教育教材があると授業で活用しやすい。」「NHKが提供している『昔話法廷』のような動画があると、子供たちの理解を助けると思う。ぜひ、様々な動画資料の提供をお願いしたい。」など、教材の開発・提供を求める意見も多く寄せられており、使いやすい教材の開発・提供に対する学校現場の期待は、今なお高いものと思われる。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、現在、GIGAスクール構想が大きく前進しているところ、地域差はあるものの、生徒ごとに端末が交付され、学校以外での学びも推奨されている状況にある。このような状況に鑑みれば、学校現場においてより使いやすい教材とするためには、既存教材の内容の見直しやデジタル化、WEB上のコンテンツの開発なども検討していく必要があるのではないかと思われる。また、学校現場においてより利用しやすい教材とするためには、例えば、教科書会社等と連携し、教科書の二次元コードあるいはデジタルページから法教育教材やワークシート等に

直接アクセスできる仕組みの構築なども検討されるべきではないかと思われる。

■法律専門家等と教育現場のネットワークの構築等

本調査では、外部人材と連携した授業を実施した中学校は15.2%にとどまった。本調査は、令和3年度における法教育の実践状況について調査したものであるところ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、外部人材を学校内部に立ち入らせることを控えた中学校も相当数あると思われる。そのため、本調査の結果をもって、外部人材との連携が平成25年度調査時点と比較して減少傾向にあると直ちに結論付けることは適切ではないと思われる（なお、外部人材と連携しなかった理由について、「連携した授業を実施しなかったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、連携することが難しかったから。」と回答した中学校の割合は33.6%であった。）。

もっとも、外部人材と連携しなかった中学校の55.6%が、「連携した授業を行う時間がないから」と回答しており、また、自由意見においても、「近隣に関係機関が少ないので、連携や出前授業等を計画するのに煩わしさがある。」、「法教育に関する外部人材の活用について、多くの情報が得られれば、実施に向けての力になると考えられる。」、「法律家や関係機関との連携調整や授業の流れについてのノウハウがなく、校内体制の中での実施にとどまっている。」、「講師の先生をお願いする場合に、どのようにして講師の先生を探していけばよいのか教えていただきたい。」などの声があったことからすれば、教育関係者の中には、法律専門家等の外部人材と連携した法教育授業に関する意欲はあるものの、その実施に向けた準備等の具体的なイメージを持ちづらく、実施に踏み切れていないケースが少なからずあるのではないかと思われる。

また、「法教育においては、地方の過疎化の進んでいる地域の学校では身近に活用できる法の施設がなく、それらを見学するためのアクセス等が大変不便であるため、カリキュラムに取り入れる余裕がない。」、「地方の学校、特に山間僻地にある学校では、法務局等司法に関係するところとの行き来に時間が多くかかる点がネックとなっていると思う。」といった指摘もあり、地理的な制約が外部人材の活用を妨げている可能性もうかがわれる。

こうした課題を克服するためには、連携可能な外部人材の連絡先や出前授業等の内容・方式（対面・オンライン等）等をまとめたリスト等の作成・配布、法律専門家等の外部人材の紹介窓口の設置、法律専門家等と教育関係者の連絡協議関係の構築など、教育関係者において外部人材を活用しやすい環境を整備していく必要があるように思われる。また、地理的な制約により外部人材の活用が妨げられることのないよう、オンラインを活用した出前授業等についても、積極的に提案していく必要があるのではないかと思われる。

■研修や啓発の実施

本調査では、「法的な見方・考え方をもっと教員が理解していくべきだと思った。」、「各

教科、領域と関連させて、指導を工夫していく必要があり、そのための教員の研修や啓発が必要となってくると考える。」「中心となる（社会科）教員の意識を向上させるためにも、悉皆の研修を実施するなどの仕組みが必要だと思われる。」「どのように教えていたら良いか、どういう視点で学ばせたら良いか授業者が知識や技術を学ぶ場があれば助かる。」など、法教育に関する研修の実施を求める声が多く寄せられた。このような学校現場の声に応えるためにも、法教育に関する研修や啓発については、今後も継続して企画・実施していく必要があると思われる。なお、法教育に関する教員向けの企画や研修としては、「法廷傍聴」のニーズが44.6%と最も多く、次いで「法教育授業の見学」（38.6%）、「模擬授業体験（グループワークを含む）」（38.3%）のニーズが高かったが、先に述べたような法教育の実践に関する課題等を踏まえれば、科目横断的な法教育の実践方法や外部人材の効率的な活用等をテーマとした研修なども検討していく必要があるのではないかとと思われる。

研修の実施方法については、ライブ配信（オンライン方式）、オンデマンド配信（オンライン方式）、会場での対面方式それぞれにメリット・デメリットがあることから、その研修の目的に応じて実施方法が検討されるべきであるが、時間的制約がある中で、より多くの教育関係者が効率的に法教育スキルを学ぶことができるようにするためには、オンデマンド配信方式による研修がより有益なのではないかとと思われる。

参考資料

1. 調査票

本調査は、WEB回答フォームにより各調査対象校が法務省委託業者に直接回答する方法としたが、調査対象校には、依頼状、回答方法説明書、調査項目一覧、法務省・文部科学書連名の事務連絡（写し）、法教育リーフレット、法務省（法教育推進協議会）作成の冊子教材を、調査用等一式として郵送した。

このうち、調査項目一覧を次ページより記載する。

中学校における法教育の実践状況に関する調査

1 法教育について

(1) 法教育とは

法務省では、「法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育」を「法教育」と位置付けています。

※ 法教育が育成を目指す資質・能力や、法教育の普及・推進に関する法務省の取組については、同封したリーフレットを御覧ください。

(2) 学習指導要領との関係

令和3年度から実施されている中学校学習指導要領においては、かねてより盛り込まれている各教科等における「法に関する教育」（いわゆる法教育）に係る内容について、更なる充実が図られたところです（本調査票2ページ目・3ページ目に記載の「中学校学習指導要領（平成29年告示）解説総則編付録6」を参照）。

2 本調査について

(1) 目的

この調査は、法務省が中学校における法教育の実践状況を把握し、学校現場における法教育の取組を更に支援するための施策の在り方を検討することを目的に行うものです。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、外部講師の受け入れや法教育教材を使用した授業の実施等が難しい状況にあった学校も多いことと存じますが、そうした状況も踏まえつつ、今後の法教育の取組に対する支援の在り方を検討してまいりたいと思いますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

(2) 御記入に当たって

本調査では、質問について、令和3年度における学校の状況に最も近いものを選んで回答するか、回答欄に文字で回答（自由記述）してください。

回答は任意であり、校長や副校長などの管理職において把握されている範囲で回答いただければ構いませんが、可能な限り調査に御協力をお願いいたします。

回答は、この用紙ではなく、下記回答ページにアクセスし、ウェブから回答してください。

回答ページURL：<https://rsch.jp/eqt3/?houkyouiku2021>

パスワード：●●●●

（法務省ホームページからもアクセス可能です。アクセス方法は、本調査依頼に同封した「別紙1回答方法説明書」を御参照ください。）

(3) 回答期限

【令和4年2月4日（金）】まで

3 情報の取扱いについて

本調査は統計的に処理し、集計結果を法務省ホームページ等において公表する予定ですが、公表に当たっては、学校名が特定されることのないよう取り扱います。なお、御記入いただいた内容について詳細をお聞きするため、学校に連絡させていただく場合がありますので御了承ください。

<調査実施機関・お問合せ先>

株式会社浜銀総合研究所地域戦略研究部

担当：石川・有海・秋本

TEL：045-225-2372

Mail：houkyouiku@yokohama-ri.co.jp

<調査実施主体・委託元>

法務省大臣官房司法法制部司法法制課

司法制度第二係

法教育担当：後藤

参考資料：「中学校学習指導要領(平成29年告示)解説総則編」の付録6

法に関する教育(現代的な諸課題に関する教育等横断的な教育内容)

本資料は、小・中学校学習指導要領における「法に関する教育」について育成を目指す資質・能力に関連する各教科等の内容のうち、主要なもの各学校におかれては、それぞれの教育目標や児童/生徒の実態を踏まえた上で、本資料をカリキュラム・マネジメントの参考としてご活用ください。

総則 第2の2
(2) 各学校においては、児童/生徒や学校、地域の実態及び児童/生徒の発達段階を考慮し、豊かな人生の実現や災害等乗り越えて次代校の特色を生かした教育課程の編成を図るものとする。

※総則は小学校・中学校の共通部分を抜粋。

	総則	社会科
小学校	<p>第6 2 各学校においては、児童の発達段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。その際、各学年を通じて、自立心や自律性、生命を尊重する心や他者を思いやる心を育てることに留意すること。また、各学年段階においては、次の事項に留意すること。</p> <p>(1) 第1学年及び第2学年においては、挨拶などの基本的な生活習慣を身に付けること、善悪を判断し、してはならないことをしないこと、社会生活上のきまりを守ることを。</p> <p>(2) 第3学年及び第4学年においては、善悪を判断し、正しいと判断したことを行うこと、身近な人々と協力し助け合うこと、集団や社会のきまりを守ることを。</p> <p>(3) 第5学年及び第6学年においては、相手の考え方や立場を理解して支え合うこと、法やきまりの意義を理解して進んで守ること、集団生活の充実に努めること、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること。</p>	<p>(第3学年) (3) 地域の安全を守る働きについて、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項をする。 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (7) 施設・設備などの配置、緊急時への備えや対応などに着目して、関係機関や地域の人々事する人々の働きを考え、表現すること。 【※イの(7)については、社会生活を営む上で大切な法やきまりについて扱うとともに、自分たちができることを考えたり選択・判断したりできるよう配慮すること。</p> <p>(第4学年) (2) 人々の健康や生活環境を支える事業について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、よう指導する。 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (4) 処理の仕組みや再利用、県内外の人々の協力などに着目して、廃棄物の処理のためのたす役割を考え、表現すること。 【※イの(4)については、社会生活を営む上で大切な法やきまりについて扱うとともに、自分たちができることを考えたり選択・判断したりできるよう配慮すること。</p> <p>(第6学年) (1) 我が国の政治の働きについて、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身にア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (7) 日本国憲法は国家の理想、天皇の地位、国民としての権利及び義務など国家や国民生活の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを理解するとそれぞれの役割を果たしていることを理解すること。 【※アの(7)については、国会などの議会政治や選挙の意味、国会と内閣と裁判所の三権の役割などについて扱うこと。その際、イの(7)に関わって、国民としての政治へのて、自分の考えをまとめることができるよう配慮すること。 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (7) 日本国憲法の基本的な考え方に着目して、我が国の民主政治を捉え、日本国憲法が国閣、裁判所と国民との関わりを考え、表現すること。 (4) 政策の内容や計画から実施までの過程、法令や予算との関わりなどに着目して、国や国民生活における政治の働きを考え、表現すること。</p>

	総則	社会科
中学校	<p>第6 2 各学校においては、生徒の発達段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。その際、小学校における道徳教育の指導内容を更に発展させ、自立心や自律性を高め、規律ある生活をする、生命を尊重する心や自らの弱さを克服して気高く生きようとする心を育てること、法やきまりの意義に関する理解を深めること、自らの将来の生き方を考え主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を養うこと、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けることに留意すること。</p>	<p>(公民的分野) A 私たちと現代社会 (2) 現代社会を捉える枠組み 対立と合意、効率と公正などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、よう指導する。 ア 次のような知識を身に付けること。 (7) 現代社会の見方・考え方の基礎となる枠組みとして、対立と合意、効率と公正などにア (4) 人間は本来社会的存在であることを基に、個人の尊厳と両性の本質的平等、契約の重要な責任について理解すること。 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (7) 社会生活における物事の決定の仕方、契約を通じた個人と社会との関係、きまりの役割表現すること。</p> <p>B 私たちと経済 (1) 市場の働きと経済 対立と合意、効率と公正、分業と交換、希少性などに着目して、課題を追究したり解決した身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識を身に付けること。 (1) 勤労の権利と義務、労働組合の意義及び労働基準法について理解すること。 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (4) 社会生活における職業の意義と役割及び雇用と労働条件の改善について多面的・多角的【※イの(4)の「社会生活における職業の意義と役割及び雇用と労働条件の改善」について観点から労働保護立法についても触れること。</p> <p>C 私たちと政治 (1) 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則 対立と合意、効率と公正、個人の尊重と法の支配、民主主義などに着目して、課題を追究て、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識を身に付けること。 (7) 人間の尊重についての考え方を、基本的な人権を中心に深め、法の意義を理解すること。 (4) 民主的な社会生活を営むためには、法に基づく政治が大切であることを理解すること。 (7) 日本国憲法が基本的人権の尊重、国民主権及び平和主義を基本的原則としていること イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (7) 我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について多面的・多角民主政治と政治参加 対立と合意、効率と公正、個人の尊重と法の支配、民主主義などに着目して、課題を追究て、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識を身に付けること。 (4) 国民の権利を守り、社会の秩序を維持するために、法に基づく公正な裁判の保障がある【※(2)のアの(4)の「法に基づく公正な裁判の保障」に関連させて、裁判員制度について</p> <p>D 私たちと国際社会の諸課題 (1) 世界平和と人類の福祉の増大 対立と合意、効率と公正、協調、持続可能性などに着目して、課題を追究したり解決したりに付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識を身に付けること。 (7) 世界平和の実現と人類の福祉の増大のためには、国際協調の観点から、国家間の相互の理解と協力及び国際連合をはじめとする国際機構などの役割が大切であることを理解するを含む。)、国家主権、国際連合の働きなど基本的な事項について理解すること。</p>

を抜粋し、通覧性を重視して掲載したものです。

の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学

	家庭科	特別の教科 道徳	特別活動
身に付けることができるよう指導 の諸活動を捉え、相互の関連や従 地域や自分自身の安全を守るため 次の事項を身に付けることができ 事業の様子を捉え、その事業が果 ごみの減量や水を汚さない工夫な 付けることができるよう指導する。 活の基本を定めていることや、現 もに、立法、行政、司法の三権が 相互の関連、裁判員制度や租税 関わり方について多角的に考え 民生活に果たす役割や、国会、内 地方公共団体の政治の取組を捉え、	(第5学年及び第6学年) C 消費生活・環境 (1) 物や金銭の使い方と買物 ア 次のような知識及び技能を 身に付けること。 (7) 買物の仕組みや消費者の 役割が分かり、物や金銭の 大切さと計画的な使い方について 理解すること。 【※(1)のアの(7)につ いては、売買契約の 基礎について触れる こと。】	(第1学年及び第2学年) C 主として集団や社会との関わ りに関する事 【規則の尊重】 約束やきまりを守り、みんなが 使う物を大切にすること。 (第3学年及び第4学年) C 主として集団や社会との関わ りに関する事 【規則の尊重】 約束や社会のきまりの意義を理 解し、それらを守ること。 (第5学年及び第6学年) C 主として集団や社会との関わ りに関する事 【規則の尊重】 法やきまりの意義を理解した上 で進んでそれらを守り、自他の権 利を大切にし、義務を果たすこと。	(学級活動) 2 (1) 学級や学校における生活づくり への参画 ア 学級や学校における生活上の 諸問題の解決 学級や学校における生活をよ りよくするための課題を見いだ し、解決するために話し合い、 合意形成を図り、実践すること。 3 (1) 指導に当たっては、各学年段階 で特に次の事項に配慮すること。 (第1学年及び第2学年) 話し合いの進め方に沿って、自分 の意見を発表したり、他者の意見をよく 聞いたりして、合意形成して実践 することのよさを理解すること。基 本的な生活習慣や、約束やきまりを 守ることの大切さを理解して行動し、 生活をよくするための目標を決めて 実行すること。

	技術・家庭科	特別の教科 道徳	特別活動
次の事項を身に付けることができ いて理解すること。 性やそれを守ることの意義及び個 について多面的・多角的に考察し、 りする活動を通して、次の事項を に考察し、表現すること。 ては、仕事と生活の調和という したり解決したりする活動を通し について理解すること。 的に考察し、表現すること。 したり解決したりする活動を通し ことについて理解すること。 ても触れること。] する活動を通して、次の事項を身 主権の尊重と協力、各国民の相互 こと。その際、領土（領海、領空	(家庭分野) C 消費生活・環境 (1) 金銭の管理と購入 ア 次のような知識及び技能を 身に付けること。 (7) 購入方法や支払い方法の 特徴が分かり、計画的な金 銭管理の必要性について理 解すること。 【※アの(7)については、 クレジットなどの三 者間契約についても 扱うこと。】 (1) 売買契約の仕組み、消費 者被害の背景とその対応に ついて理解し、物資・サー ビスの選択に必要な情報の 収集・整理が適切にできる こと。	C 主として集団や社会との関わ りに関する事 【遵法精神、公德心】 法やきまりの意義を理解し、そ れらを進んで守るとともに、その よりよい在り方について考え、自 他の権利を大切にし、義務を果た して、規律ある安定した社会の実 現に努めること。	(学級活動) 2 (1) 学級や学校における生活づくり への参画 ア 学級や学校における生活上の 諸問題の解決 学級や学校における生活をよ りよくするための課題を見いだ し、解決するために話し合い、 合意形成を図り、実践すること。

第1 学校に関すること

所在地 (当てはまるものを一つ選択)	都道府県： () 市区町村： ()
設置者種別 (当てはまるものを一つ選択)	1 国立 2 公立 3 私立 4 その他 ()
教員数 (非常勤を除く。) (半角数字で回答)	() 名
学校名 (文字で回答)	()
回答者の氏名・役職 (文字で回答)	氏名： () 役職： ()
回答者の連絡先 (電話番号・メールアドレス) (半角数字・半角アルファベット・記号で回答)	電話： () Mail： ()

第2 法律専門家や関係機関との連携状況について

<p>【問1】貴校では、法教育(※1)に関し、法律家(裁判官・検察官・弁護士・司法書士等)や関係機関(法務省・検察庁・裁判所・弁護士会・司法書士会等)等の外部人材と連携した授業を実施しましたか。当てはまるものを一つ選択してください。</p> <p>また、外部人材と連携した授業を実施した場合には、実施した授業ごとに、「学年」「教科等」、その授業で扱った「テーマ」、「連携先」について、当てはまるものを選択してください。</p>

(※1) 「中学校学習指導要領(平成29年告示)解説総則編」の付録6「法に関する教育(現代的な諸課題に関する教科横断的な教育内容)」の内容(本調査票2ページ目・3ページ目)も御参照ください。

(※2) 外部人材と連携した授業を複数回実施した場合には、それぞれ別の事例として回答してください。本調査では、10事例まで回答いただくことができます。

- 1 外部人材と連携した授業を実施した →授業の実施状況に回答してください
2 外部人材と連携した授業は実施していない →(問2へ)

(外部人材と連携した法教育に関する授業の実施状況の回答方法例)

例1：3年生の社会科で裁判官と連携した授業と、2年生の家庭科で弁護士と連携した授業を実施した
⇒1事例目として「3年生」の「社会科」の授業について、2事例目として「2年生」の「技術・家庭科」の授業について回答

例2：3年生の社会科で裁判官と連携した授業を行い、その授業では「憲法の意義」と「司法（模擬裁判・裁判傍聴を含む）」の両方のテーマにまたがる内容を実施した
⇒「3年生」の「社会科」を選択の上、テーマは「憲法の意義」と「司法（模擬裁判・裁判傍聴を含む）」の両方の項目を選択、連携先は「裁判所（裁判官等）」を選択

例3：3年生と2年生が合同で、家庭科で「私法と消費者保護」について弁護士及び消費生活センターと連携した授業を実施した
⇒学年について「3年生」と「2年生」の両方を選択の上、教科等・テーマは「技術・家庭科」と「私法と消費者保護」を選択、連携先は「弁護士会（弁護士）」と「消費（国民）生活センター」の両方を選択

【授業の実施状況：1事例目（※）】

（※）ウェブ回答ページでは、「2事例目を回答しますか。」に「はい」を選択することで、2事例目の回答ページに進むことができます（3事例目以降も同様）。

学年 (複数回答可)	1 1年生 2 2年生 3 3年生	
教科等 (一つを選択)	1 社会科 2 技術・家庭科 3 特別の教科 道徳	4 特別活動 5 総合的な学習の時間 6 その他（具体的に： ）
テーマ (複数回答可)	1 ルールづくり 2 私法と消費者保護 3 憲法の意義	4 司法（模擬裁判・裁判傍聴を含む） 5 その他（具体的に： ）
連携先 (複数回答可)	1 裁判所（裁判官等） 2 検察庁（検察官等） 3 法務省（法務局，刑務所，保護観察所） 4 弁護士会（弁護士） 5 司法書士会（司法書士） 6 日本司法支援センター（法テラス） 7 税務署（税務署職員）	8 税理士会（税理士） 9 警察署（警察官） 10 大学の教員 11 法科大学院生・法学部生 12 消費（国民）生活センター 13 その他（例：行政書士会，社会保険労務士会，弁理士会，企業のコンプライアンス担当者等） (具体的に：)

【問2】（問1で「2 外部人材と連携した授業は実施していない」を選択した学校のみ回答）
 法律家や関係機関等の外部人材と連携した授業を**実施しなかった理由**について、**当てはまるものを全て**選んでください。

- 1 連携しなくても、法教育に取り組んでいけると考えるから
- 2 連携先を見つける方法がよく分からないから
- 3 連携によりどのような授業ができるのか分からないから
- 4 連携のための予算がないから
- 5 連携の準備や打ち合わせ、手続などが大変だから
- 6 連携した授業を行う時間がないから
- 7 連携する方の人柄や授業の技量が事前に分からず、不安だから
- 8 以前に連携を試みたが、うまくいかなかったから
- 9 連携した授業を実施したかったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、連携することが難しかったから
- 10 現在連携した授業の実施に向けての準備を進めているところである
- 11 その他（具体的に： _____）

第3 法教育教材の使用状況について

【問3】法務省では、法務省（法教育推進協議会）作成の法教育教材を全国の中学校に1部ずつ配布しているほか、ウェブサイトにおいても同教材を公開しております（イラスト参照）。貴校では、法務省（法教育推進協議会）が作成した教材を利用しましたか。**当てはまるものを一つ**選択してください。

- 1 教材を利用した（問4へ）
- 2 教材を知っているが利用しなかった（問5へ）
- 3 教材を知らない（問6へ）

（※）法教育教材については、本調査依頼に同封したリーフレットも御参照ください。



冊子教材
 （平成26年度配布）



視聴覚教材
 （平成30年度～令和元年度配布）

【問4】（問3で「1 教材を利用した」を選択した学校のみ回答）
 利用したことがある教材・題材を**全て**選択してください。

教材名	題材（利用したことがあるもの全てを選択）
冊子教材（法やルールって、なぜ必要なんだろう？～私たちと法～）	1 ルールづくり
	2 私法と消費者保護
	3 憲法の意義
	4 司法
視聴覚教材	5 ルールづくり
	6 私法と消費者保護
	7 私たちの暮らしと憲法
	8 司法

【問5】（問3で「2 教材を知っているが利用しなかった」を選択した学校のみ回答）

法務省（法教育推進協議会）作成の法教育教材を利用していない理由について、**当てはまるものを全て**選択してください。

- 1 教科のねらいを達成することができないから
- 2 生徒の興味・関心を引くテーマ・教材ではないから
- 3 教科書に即していないから
- 4 既存の指導書や教科書等で授業を実施することができるから
- 5 このような授業を行う時数の余裕がないから
- 6 教材が教員に行き渡っていないから
- 7 内容を確認したことがないから
- 8 その他（具体的に： _____)

第4 教員向けの研修について

【問6】法教育に関し、教員向けにどのような企画や研修があったらよいと思いますか。**特に参加したいものを3つまで選択**してください。

- 1 法教育理論に関する講義
- 2 法律の概要・背景となる考え方に関する講義
- 3 現職教員による法教育授業の実践報告
- 4 模擬授業体験（グループワークを含む）
- 5 法教育授業の見学
- 6 法廷傍聴
- 7 法教育授業案の作成に関する演習（グループワークを含む）
- 8 法教育教材の紹介・活用方法に関する講義
- 9 法律専門家との座談会（意見交換会）
- 10 その他（具体的に： _____)

【問7】法教育に関する研修の実施方式について、お尋ねします。どのような方式であれば研修に参加しやすいですか。**特に参加しやすいものを一つ選択**してください。

- 1 ライブ配信（オンライン方式）
- 2 オンデマンド配信（オンライン方式）
- 3 会場での対面方式
- 4 その他（具体的に： _____)

第5 法教育全般について

【問8】法教育一般についてお尋ねします。法教育を実施するにあたり、課題と感じることはありますか。当てはまるものを全て選んでください。

- 1 法教育の必要性を感じない
- 2 法教育の内容（テーマ）や授業の進め方がわからない
- 3 法教育に十分な時間を取る余裕がない
- 4 法教育に関するよい教材（副教材）がない
- 5 その他（具体的に： _____)
- 6 特に課題と感

【問9】法教育の取組や教材に対する御意見・御要望があれば、御自由に御記入ください。また、御記入された御意見等が以下のいずれの項目に関するものかについて、選択してください（複数選択可）。

- 1 法教育に関する意見や感想等
- 2 外部人材との連携・出前授業等について
- 3 各教科等・教育課程での位置付けの明確化について
- 4 法教育教材の媒体（形式）について
- 5 法教育教材の内容について
- 6 法教育に関する情報提供の在り方について
- 7 教員向けの研修や啓発について
- 8 その他

<自由記述>

調査は以上です。御協力いただき、ありがとうございました。

2. 集計表

本調査の集計結果として、各設問の単純集計表を次ページより掲載する。

なお、問1の外部人材と連携した授業の取組事例に関しては、3事例目までの学年・教科等・テーマ・連携先と、これらを統合した、学校数を分母にした集計結果（【学校ベース集計】）と、事例数を分母にした集計結果（【事例ベース集計】）を掲載している。

所在地（当てはまるものを一つ選択）

		回答数	%
全体		316	100.0
1	北海道	15	4.7
2	青森県	7	2.2
3	岩手県	8	2.5
4	宮城県	7	2.2
5	秋田県	4	1.3
6	山形県	3	0.9
7	福島県	7	2.2
8	茨城県	9	2.8
9	栃木県	8	2.5
10	群馬県	6	1.9
11	埼玉県	11	3.5
12	千葉県	8	2.5
13	東京都	25	7.9
14	神奈川県	9	2.8
15	新潟県	8	2.5
16	富山県	4	1.3
17	石川県	3	0.9
18	福井県	3	0.9
19	山梨県	4	1.3
20	長野県	6	1.9
21	岐阜県	10	3.2
22	静岡県	9	2.8
23	愛知県	14	4.4
24	三重県	3	0.9
25	滋賀県	3	0.9
26	京都府	4	1.3
27	大阪府	21	6.6
28	兵庫県	11	3.5
29	奈良県	4	1.3
30	和歌山県	5	1.6
31	鳥取県	2	0.6
32	島根県	4	1.3
33	岡山県	4	1.3
34	広島県	9	2.8
35	山口県	4	1.3
36	徳島県	3	0.9
37	香川県	3	0.9
38	愛媛県	4	1.3
39	高知県	6	1.9
40	福岡県	4	1.3
41	佐賀県	2	0.6
42	長崎県	10	3.2
43	熊本県	3	0.9
44	大分県	5	1.6
45	宮崎県	5	1.6
46	鹿児島県	5	1.6
47	沖縄県	4	1.3

設置者種別（当てはまるものを一つ選択）

		回答数	%
全体		316	100.0
1	国立	2	0.6
2	私立	16	5.1
3	公立	298	94.3
4	その他	0	0.0

教員数（非常勤を除く。）（半角数字で回答）／名

		回答数	%
全体		316	100.0
1	20人未満	125	39.6
2	20～30人未満	93	29.4
3	30人以上	98	31.0
平均値			25.44
最小値			7.00
最大値			137.00

第2

問1 貴校では、法教育に関し、法律家（裁判官・検察官・弁護士・司法書士等）や関係機関（法務省・検察庁・裁判所・弁護士会・司法書士会等）等の外部人材と連携した授業を実施しましたか。当てはまるものを一つ選択してください。また、外部人材と連携した授業を実施した場合には、実施した授業ごとに、「学年」「教科等」、その授業で扱った「テーマ」、「連携先」について、当てはまるものを選択してください。

		回答数	%
全体		316	100.0
1	外部人材と連携した授業を実施した	48	15.2
2	外部人材と連携した授業は実施していない	268	84.8

問1 1事例目 外部人材と連携した授業を実施した場合には、回答方法例を参考にして、実施した授業ごとに、「学年」、「教科等」、その授業で扱った「テーマ」、「連携先」について、該当するものを選択してください。／学年（複数回答可）

		回答数	%
全体		48	100.0
1	1年生	16	33.3
2	2年生	16	33.3
3	3年生	41	85.4

問1 1事例目 外部人材と連携した授業を実施した場合には、回答方法例を参考にして、実施した授業ごとに、「学年」、「教科等」、その授業で扱った「テーマ」、「連携先」について、該当するものを選択してください。／教科等（一つを選択）

		回答数	%
全体		48	100.0
1	社会科	29	60.4
2	技術・家庭科	2	4.2
3	特別の教科 道徳	5	10.4
4	特別活動	4	8.3
5	総合的な学習の時間	6	12.5
6	その他	2	4.2

問1 1事例目 外部人材と連携した授業を実施した場合には、回答方法例を参考にして、実施した授業ごとに、「学年」、「教科等」、その授業で扱った「テーマ」、「連携先」について、該当するものを選択してください。／テーマ（複数回答可）

		回答数	%
全体		48	100.0
1	ルールづくり	4	8.3
2	私法と消費者保護	9	18.8
3	憲法の意義	4	8.3
4	司法（模擬裁判・裁判傍聴を含む）	10	20.8
5	その他	28	58.3

問1 1事例目 外部人材と連携した授業を実施した場合には、回答方法例を参考にして、実施した授業ごとに、「学年」、「教科等」、その授業で扱った「テーマ」、「連携先」について、該当するものを選択してください。／連携先（複数回答可）

		回答数	%
全体		48	100.0
1	裁判所（裁判官等）	4	8.3
2	検察庁（検察官等）	1	2.1
3	法務省（法務局、刑務所、保護観察所）	4	8.3
4	弁護士会（弁護士）	14	29.2
5	司法書士会（司法書士）	2	4.2
6	日本司法支援センター（法テラス）	0	0.0
7	税務署（税務署職員）	11	22.9
8	税理士会（税理士）	8	16.7
9	警察署（警察官）	4	8.3
10	大学の教員	2	4.2
11	法科大学院生・法学部生	0	0.0
12	消費（国民）生活センター	1	2.1
13	その他（例：行政書士会、社会保険労務士会、弁理士会、企業のコンプライアンス担当者等）	7	14.6

問1 2事例目を回答しますか。

		回答数	%
全体		48	100.0
1	はい	8	16.7
2	いいえ	40	83.3

問1 2事例目 外部人材と連携した授業を実施した場合には、回答方法例を参考にして、実施した授業ごとに、「学年」、「教科等」、その授業で扱った「テーマ」、「連携先」について、該当するものを選択してください。／学年（複数回答可）

		回答数	%
全体		8	100.0
1	1年生	1	12.5
2	2年生	2	25.0
3	3年生	5	62.5

問1 2事例目 外部人材と連携した授業を実施した場合には、回答方法例を参考にして、実施した授業ごとに、「学年」、「教科等」、その授業で扱った「テーマ」、「連携先」について、該当するものを選択してください。／教科等（一つを選択）

		回答数	%
全体		8	100.0
1	社会科	4	50.0
2	技術・家庭科	1	12.5
3	特別の教科 道徳	0	0.0
4	特別活動	1	12.5
5	総合的な学習の時間	2	25.0
6	その他	0	0.0

問1 2事例目 外部人材と連携した授業を実施した場合には、回答方法例を参考にして、実施した授業ごとに、「学年」、「教科等」、その授業で扱った「テーマ」、「連携先」について、該当するものを選択してください。／テーマ（複数回答可）

		回答数	%
全体		8	100.0
1	ルールづくり	0	0.0
2	私法と消費者保護	1	12.5
3	憲法の意義	0	0.0
4	司法（模擬裁判・裁判傍聴を含む）	3	37.5
5	その他	4	50.0

問1 2事例目 外部人材と連携した授業を実施した場合には、回答方法例を参考にして、実施した授業ごとに、「学年」、「教科等」、その授業で扱った「テーマ」、「連携先」について、該当するものを選択してください。／連携先（複数回答可）

		回答数	%
全体		8	100.0
1	裁判所（裁判官等）	1	12.5
2	検察庁（検察官等）	0	0.0
3	法務省（法務局、刑務所、保護観察所）	1	12.5
4	弁護士会（弁護士）	2	25.0
5	司法書士会（司法書士）	0	0.0
6	日本司法支援センター（法テラス）	0	0.0
7	税務署（税務署職員）	2	25.0
8	税理士会（税理士）	2	25.0
9	警察署（警察官）	1	12.5
10	大学の教員	0	0.0
11	法科大学院生・法学部生	0	0.0
12	消費（国民）生活センター	1	12.5
13	その他（例：行政書士会、社会保険労務士会、弁理士会、企業のコンプライアンス担当者等）	0	0.0

問1 3事例目を回答しますか。

		回答数	%
全体		8	100.0
1	はい	2	25.0
2	いいえ	6	75.0

- 問1 3事例目 外部人材と連携した授業を実施した場合には、回答方法例を参考にして、実施した授業ごとに、「学年」、「教科等」、その授業で扱った「テーマ」、「連携先」について、該当するものを選択してください。／学年（複数回答可）

		回答数	%
全体		2	100.0
1	1年生	0	0.0
2	2年生	0	0.0
3	3年生	2	100.0

- 問1 3事例目 外部人材と連携した授業を実施した場合には、回答方法例を参考にして、実施した授業ごとに、「学年」、「教科等」、その授業で扱った「テーマ」、「連携先」について、該当するものを選択してください。／教科等（一つを選択）

		回答数	%
全体		2	100.0
1	社会科	1	50.0
2	技術・家庭科	0	0.0
3	特別の教科 道徳	0	0.0
4	特別活動	1	50.0
5	総合的な学習の時間	0	0.0
6	その他	0	0.0

- 問1 3事例目 外部人材と連携した授業を実施した場合には、回答方法例を参考にして、実施した授業ごとに、「学年」、「教科等」、その授業で扱った「テーマ」、「連携先」について、該当するものを選択してください。／テーマ（複数回答可）

		回答数	%
全体		2	100.0
1	ルールづくり	0	0.0
2	私法と消費者保護	1	50.0
3	憲法の意義	0	0.0
4	司法（模擬裁判・裁判傍聴を含む）	0	0.0
5	その他	1	50.0

- 問1 3事例目 外部人材と連携した授業を実施した場合には、回答方法例を参考にして、実施した授業ごとに、「学年」、「教科等」、その授業で扱った「テーマ」、「連携先」について、該当するものを選択してください。／連携先（複数回答可）

		回答数	%
全体		2	100.0
1	裁判所（裁判官等）	0	0.0
2	検察庁（検察官等）	0	0.0
3	法務省（法務局、刑務所、保護観察所）	0	0.0
4	弁護士会（弁護士）	1	50.0
5	司法書士会（司法書士）	0	0.0
6	日本司法支援センター（法テラス）	0	0.0
7	税務署（税務署職員）	0	0.0
8	税理士会（税理士）	0	0.0
9	警察署（警察官）	1	50.0
10	大学の教員	0	0.0
11	法科大学院生・法学部生	0	0.0
12	消費（国民）生活センター	0	0.0
13	その他（例：行政書士会、社会保険労務士会、弁理士会、企業のコンプライアンス担当者等）	0	0.0

問1 4事例目を回答しますか。

		回答数	%
全体		2	100.0
1	はい	0	0.0
2	いいえ	2	100.0

【学校ベース集計】問1 外部人材と連携した授業を実施した場合には、回答方法例を参考にして、実施した授業ごとに、「学年」、「教科等」、その授業で扱った「テーマ」、「連携先」について、該当するものを選択してください。／学年（複数回答可）

		回答数	%
全体		48	100.0
1	1年生	16	33.3
2	2年生	18	37.5
3	3年生	43	89.6

【学校ベース集計】問1 外部人材と連携した授業を実施した場合には、回答方法例を参考にして、実施した授業ごとに、「学年」、「教科等」、その授業で扱った「テーマ」、「連携先」について、該当するものを選択してください。／教科等（一つを選択） ※学校ベース集計のため、複数回答として集計

		回答数	%
全体		48	100.0
1	社会科	31	64.6
2	技術・家庭科	3	6.3
3	特別の教科 道徳	5	10.4
4	特別活動	4	8.3
5	総合的な学習の時間	7	14.6
6	その他	2	4.2

【学校ベース集計】問1 外部人材と連携した授業を実施した場合には、回答方法例を参考にして、実施した授業ごとに、「学年」、「教科等」、その授業で扱った「テーマ」、「連携先」について、該当するものを選択してください。／テーマ（複数回答可）

		回答数	%
全体		48	100.0
1	ルールづくり	4	8.3
2	私法と消費者保護	9	18.8
3	憲法の意義	4	8.3
4	司法（模擬裁判・裁判傍聴を含む）	13	27.1
5	その他	30	62.5

【学校ベース集計】問1 外部人材と連携した授業を実施した場合には、回答方法例を参考にして、実施した授業ごとに、「学年」、「教科等」、その授業で扱った「テーマ」、「連携先」について、該当するものを選択してください。／連携先（複数回答可）

		回答数	%
全体		48	100.0
1	裁判所（裁判官等）	5	10.4
2	検察庁（検察官等）	1	2.1
3	法務省（法務局、刑務所、保護観察所）	5	10.4
4	弁護士会（弁護士）	15	31.3
5	司法書士会（司法書士）	2	4.2
6	日本司法支援センター（法テラス）	0	0.0
7	税務署（税務署職員）	13	27.1
8	税理士会（税理士）	10	20.8
9	警察署（警察官）	4	8.3
10	大学の教員	2	4.2
11	法科大学院生・法学部生	0	0.0
12	消費（国民）生活センター	2	4.2
13	その他（例：行政書士会、社会保険労務士会、弁理士会、企業のコンプライアンス担当者等）	7	14.6

【事例ベース集計】問1 外部人材と連携した授業を実施した場合には、回答方法例を参考にして、実施した授業ごとに、「学年」、「教科等」、その授業で扱った「テーマ」、「連携先」について、該当するものを選択してください。／学年（複数回答可）

		回答数	%
全体		58	100.0
1	1年生	17	29.3
2	2年生	18	31.0
3	3年生	48	82.8

【事例ベース集計】問1 外部人材と連携した授業を実施した場合には、回答方法例を参考にして、実施した授業ごとに、「学年」、「教科等」、その授業で扱った「テーマ」、「連携先」について、該当するものを選択してください。／教科等（一つを選択）

		回答数	%
全体		58	100.0
1	社会科	34	58.6
2	技術・家庭科	3	5.2
3	特別の教科 道徳	5	8.6
4	特別活動	6	10.3
5	総合的な学習の時間	8	13.8
6	その他	2	3.4

【事例ベース集計】問1 外部人材と連携した授業を実施した場合には、回答方法例を参考にして、実施した授業ごとに、「学年」、「教科等」、その授業で扱った「テーマ」、「連携先」について、該当するものを選択してください。／テーマ（複数回答可）

		回答数	%
全体		58	100.0
1	ルールづくり	4	6.9
2	私法と消費者保護	11	19.0
3	憲法の意義	4	6.9
4	司法（模擬裁判・裁判傍聴を含む）	13	22.4
5	その他	33	56.9

【事例ベース集計】問1 外部人材と連携した授業を実施した場合には、回答方法例を参考にして、実施した授業ごとに、「学年」、「教科等」、その授業で扱った「テーマ」、「連携先」について、該当するものを選択してください。／連携先（複数回答可）

		回答数	%
全体		58	100.0
1	裁判所（裁判官等）	5	8.6
2	検察庁（検察官等）	1	1.7
3	法務省（法務局、刑務所、保護観察所）	5	8.6
4	弁護士会（弁護士）	17	29.3
5	司法書士会（司法書士）	2	3.4
6	日本司法支援センター（法テラス）	0	0.0
7	税務署（税務署職員）	13	22.4
8	税理士会（税理士）	10	17.2
9	警察署（警察官）	6	10.3
10	大学の教員	2	3.4
11	法科大学院生・法学部生	0	0.0
12	消費（国民）生活センター	2	3.4
13	その他（例：行政書士会、社会保険労務士会、弁理士会、企業のコンプライアンス担当者等）	7	12.1

問2 法律家や関係機関等の外部人材と連携した授業を実施しなかった理由について、当てはまるものを全て選んでください。

		回答数	%
全体		268	100.0
1	連携しなくても、法教育に取り組んでいけると考えるから	49	18.3
2	連携先を見つける方法がよく分からないから	57	21.3
3	連携によりどのような授業ができるのか分からないから	92	34.3
4	連携のための予算がないから	43	16.0
5	連携の準備や打ち合わせ、手続などが大変だから	93	34.7
6	連携した授業を行う時間がないから	149	55.6
7	連携する方の人柄や授業の技量が事前に分からず、不安だから	44	16.4
8	以前に連携を試みたが、うまくいかなかったから	4	1.5
9	連携した授業を実施したかったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、連携することが難しかったから	90	33.6
10	現在連携した授業の実施に向けての準備を進めているところである	7	2.6
11	その他	16	6.0

第3

問3 法務省では、法務省（法教育推進協議会）作成の法教育教材を全国の中学校に1部ずつ配布しているほか、ウェブサイトにおいても同教材を公開しております（イラスト参照）。貴校では、法務省（法教育推進協議会）が作成した教材を利用しましたか。当てはまるものを一つ選択してください。

		回答数	%
全体		316	100.0
1	教材を利用した	27	8.5
2	教材を知っているが利用しなかった	142	44.9
3	教材を知らない	147	46.5

問4 利用したことがある教材・題材を全て選択してください。

		回答数	%
全体		27	100.0
1	ルールづくり	10	37.0
2	私法と消費者保護	15	55.6
3	憲法の意義	11	40.7
4	司法	11	40.7
5	ルールづくり	5	18.5
6	私法と消費者保護	8	29.6
7	私たちの暮らしと憲法	6	22.2
8	司法	2	7.4

問5 法務省（法教育推進協議会）作成の法教育教材を利用していない理由について、当てはまるものを全て選択してください。

		回答数	%
全体		142	100.0
1	教科のねらいを達成することができないから	1	0.7
2	生徒の興味・関心を引くテーマ・教材ではないから	6	4.2
3	教科書に即していないから	11	7.7
4	既存の指導書や教科書等で授業を実施することができるから	66	46.5
5	このような授業を行う時数の余裕がないから	97	68.3
6	教材が教員に行き渡っていないから	19	13.4
7	内容を確認したことがないから	9	6.3
8	その他	10	7.0

第4

問6 法教育に関し、教員向けにどのような企画や研修があったらよいと思いますか。特に参加したいものを3つまで選択してください。

		回答数	%
全体		316	100.0
1	法教育理論に関する講義	45	14.2
2	法律の概要・背景となる考え方に関する講義	68	21.5
3	現職教員による法教育授業の実践報告	110	34.8
4	模擬授業体験（グループワークを含む）	121	38.3
5	法教育授業の見学	122	38.6
6	法廷傍聴	141	44.6
7	法教育授業案の作成に関する演習（グループワークを含む）	38	12.0
8	法教育教材の紹介・活用方法に関する講義	114	36.1
9	法律専門家との座談会（意見交換会）	34	10.8
10	その他	4	1.3

問7 法教育に関する研修の実施方式について、お尋ねします。どのような方式であれば研修に参加しやすいですか。特に参加しやすいものを一つ選択してください。

		回答数	%
全体		316	100.0
1	ライブ配信（オンライン方式）	61	19.3
2	オンデマンド配信（オンライン方式）	176	55.7
3	会場での対面方式	74	23.4
4	その他	5	1.6

問8 法教育一般についてお尋ねします。法教育を実施するにあたり、課題と感ずることはありますか。当てはまるものを全て選んでください。

		回答数	%
全体		316	100.0
1	法教育の必要性を感じない	2	0.6
2	法教育の内容（テーマ）や授業の進め方がわからない	76	24.1
3	法教育に十分な時間を取る余裕がない	232	73.4
4	法教育に関するよい教材（副教材）がない	83	26.3
5	その他	18	5.7
6	特に課題と感ずることはない	38	12.0

問9 法教育の取組や教材に対する御意見・御要望があれば、御自由に御記入ください。また、御記入された御意見等が以下のいずれの項目に関するものかについて、選択してください（複数選択可）。

		回答数	%
全体		165	100.0
1	法教育に関する意見や感想等	30	18.2
2	外部人材との連携・出前授業等について	62	37.6
3	各教科等・教育課程での位置付けの明確化について	32	19.4
4	法教育教材の媒体（形式）について	9	5.5
5	法教育教材の内容について	34	20.6
6	法教育に関する情報提供の在り方について	17	10.3
7	教員向けの研修や啓発について	42	25.5
8	その他	12	7.3